

# 社会福祉施設の災害防止について

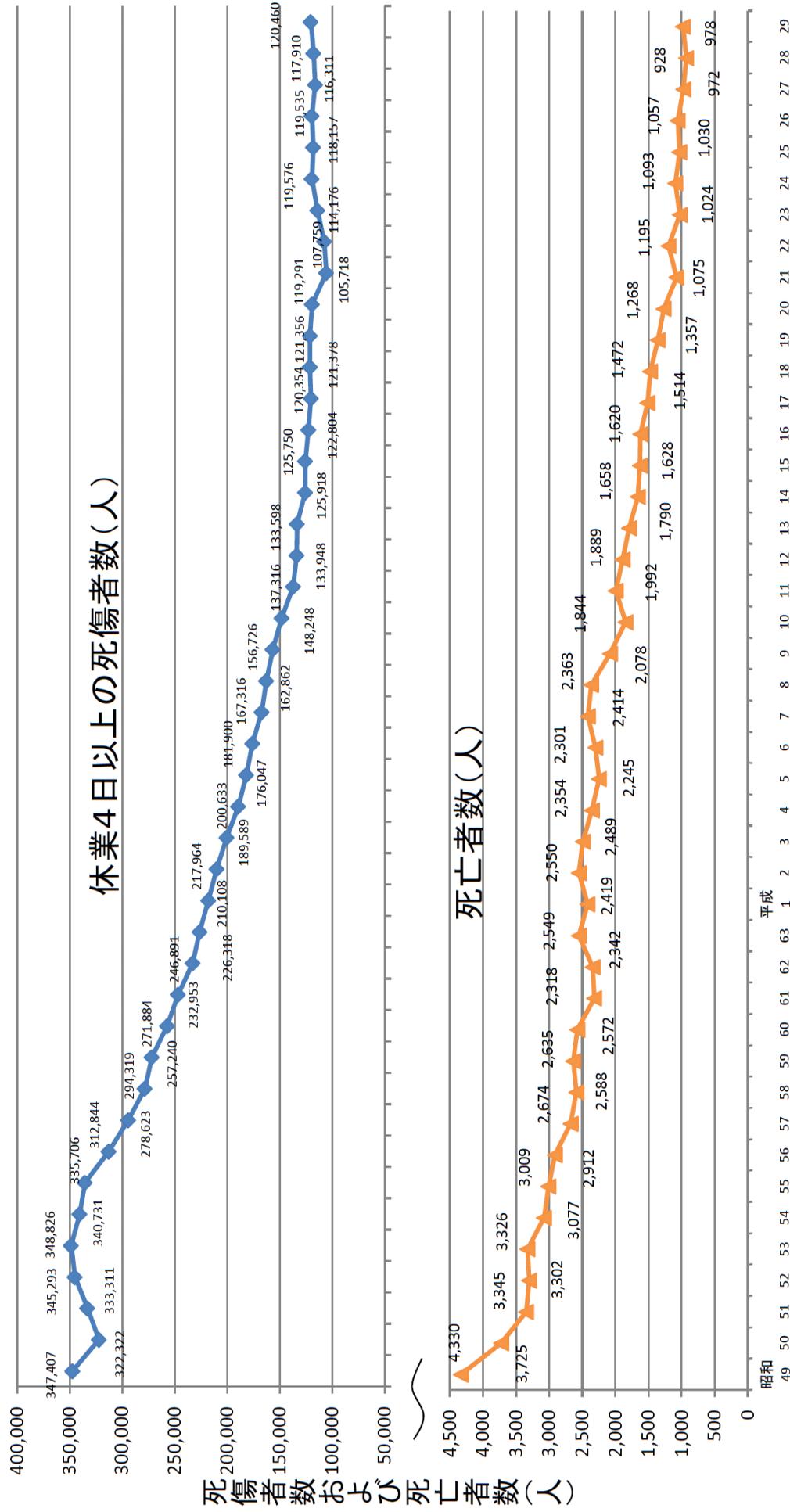
青梅労働基準監督署 安全衛生課

## 目次

- |                                    |    |                                 |    |
|------------------------------------|----|---------------------------------|----|
| ○ 労働災害発生状況等・・・                     | 2  | ○ 社会福祉施設における<br>安全衛生対策〔抜粋〕・・・   | 36 |
| ○ 安全衛生管理体制のあらまし・・・                 | 13 | ○ 職場における<br>転倒災害を防ぎましょう・・・      | 38 |
| ○ 「産業医・産業保健機能」に<br>係る法律が改正されました・・・ | 21 | ○ 【映像教材】滑りによる<br>転倒災害を防ぎましょう・・・ | 43 |
| ○ 働く人に安全で安心な<br>店舗・施設づくり推進運動・・・    | 22 | ○ 定期健康診断・・・                     | 44 |
| ○ 安全衛生教育の実施等・・・                    | 26 | ○ 労働者死傷病報告・・・                   | 46 |
| ○ 法律による重量物取扱い等・・・                  | 31 | ○ 各種労働衛生対策のご案内・・・               | 47 |
| ○ 「腰痛予防対策指針」のポイント・・・               | 32 | ○ 青梅署STOP!転倒災害プロジェクト・・・         | 48 |

## 労働災害発生状況の推移

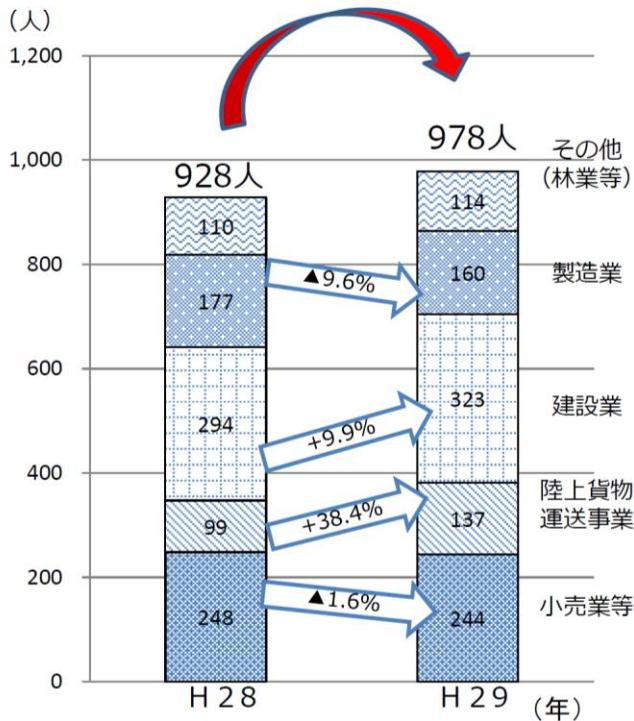
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



# 労働災害発生状況 (H29) [全国]

## 死亡災害

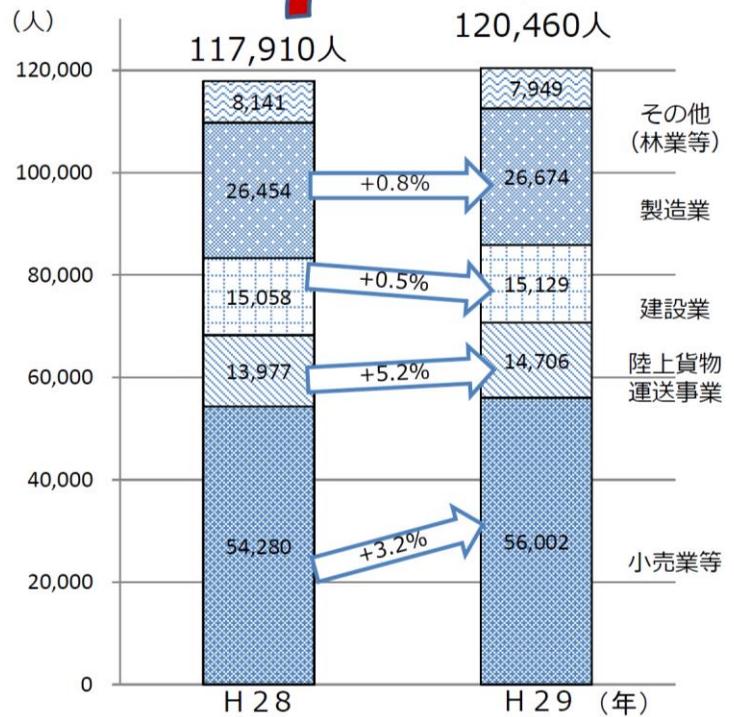
+50人(+5.4%)



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上死傷災害

+2,550人(+2.2%)

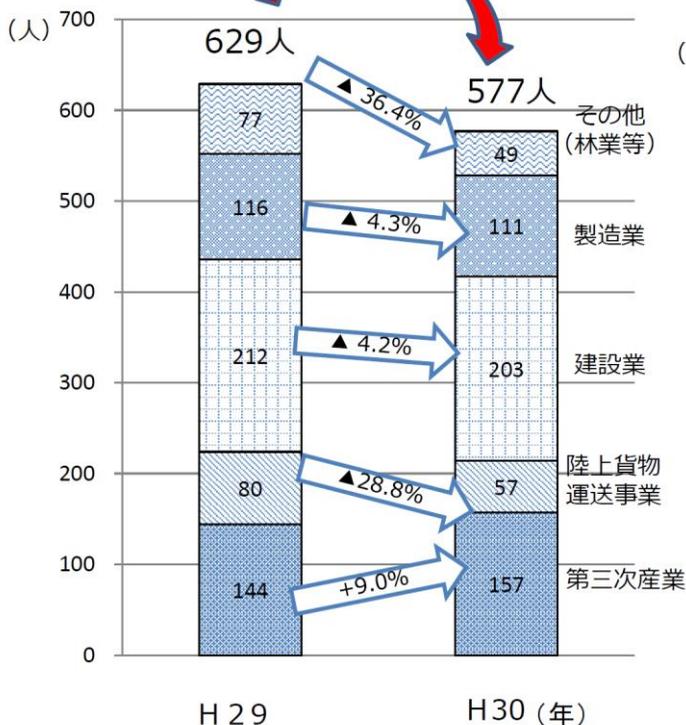


出典：労働者死傷病報告

# 平成30年 労働災害発生状況 (10月速報値)

## 死亡災害

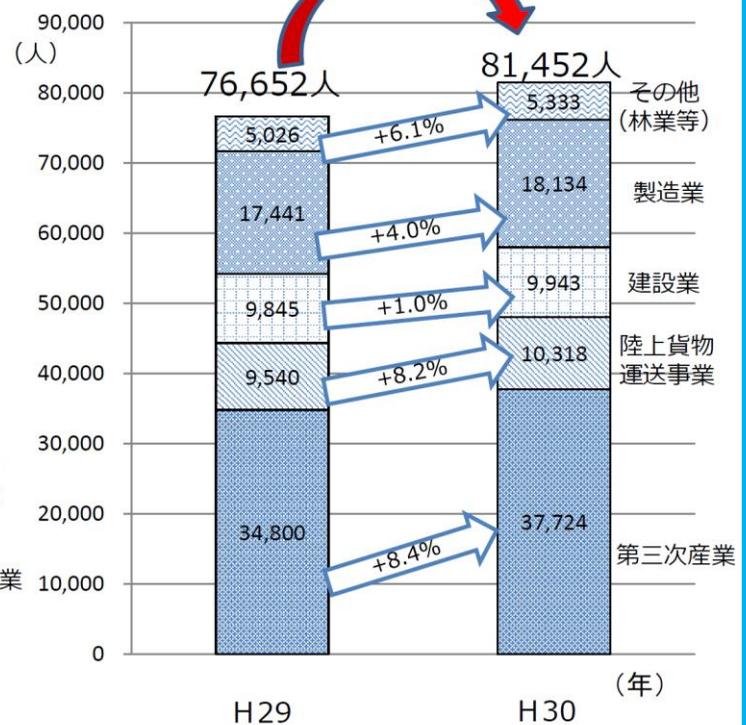
▲52人(▲ 8.3%)



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上死傷災害

+4,800人(+6.3%)

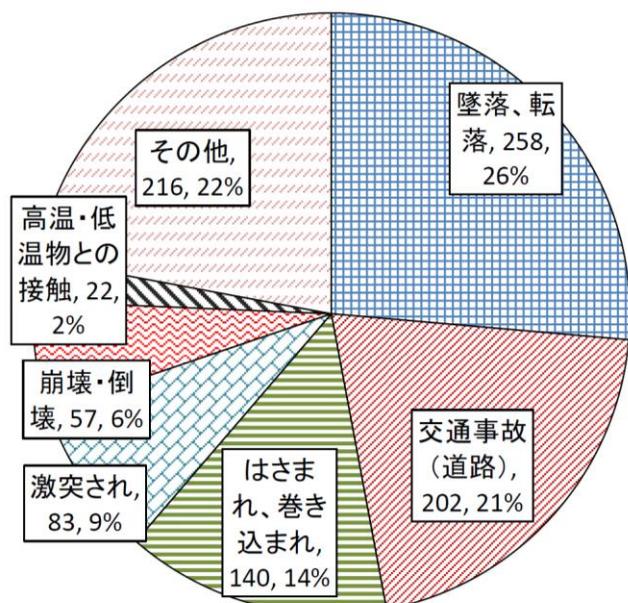


出典：労働者死傷病報告

# 事故の型別労働災害発生状況（H29） [全国]

## 死亡災害

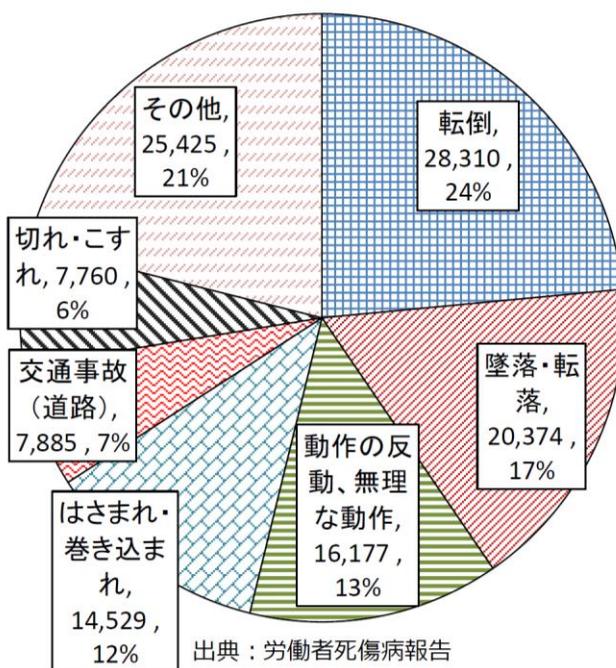
978人、前年同期比+5.4%



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%

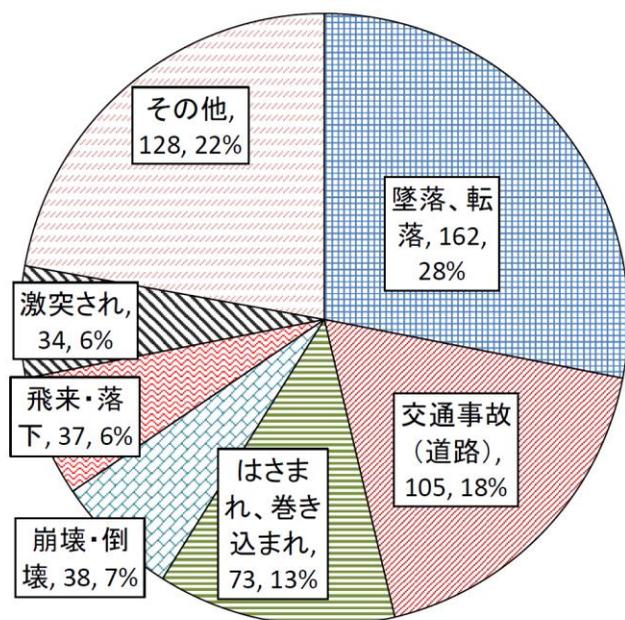


出典：労働者死傷病報告

# 平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年10月速報値)

## 死亡災害

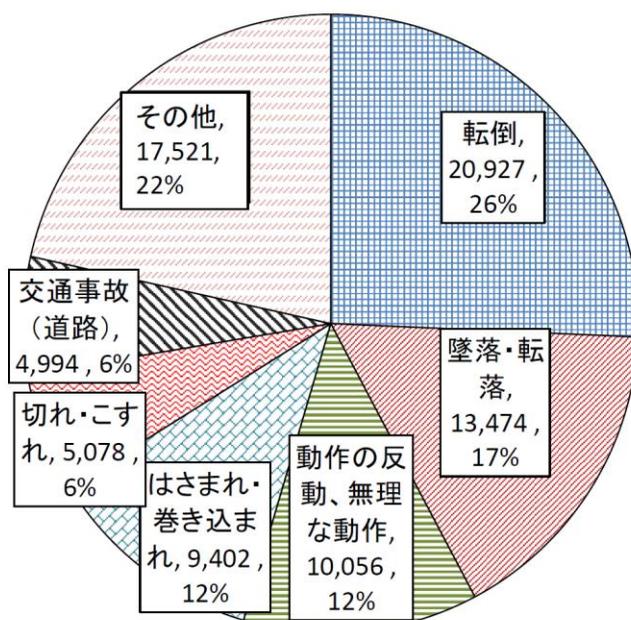
577人、前年同期比▲8.3%



出典：死亡災害報告

## 休業4日以上之死傷災害

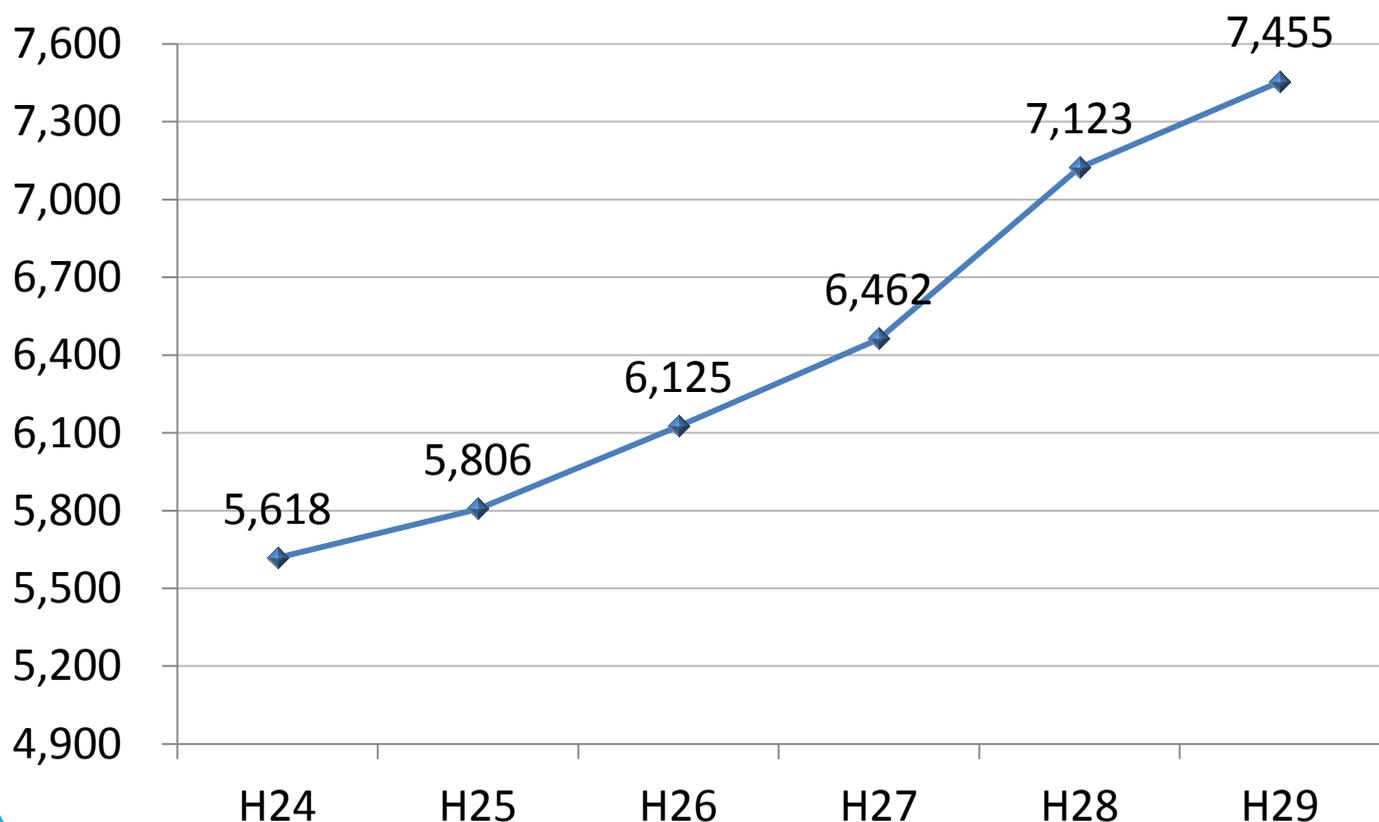
81,452人、前年同期比+6.3%



出典：労働者死傷病報告

## 労働災害発生状況（H29） [全国]

### 社会福祉施設



## 事故の型別労働災害発生状況（H29） [全国]

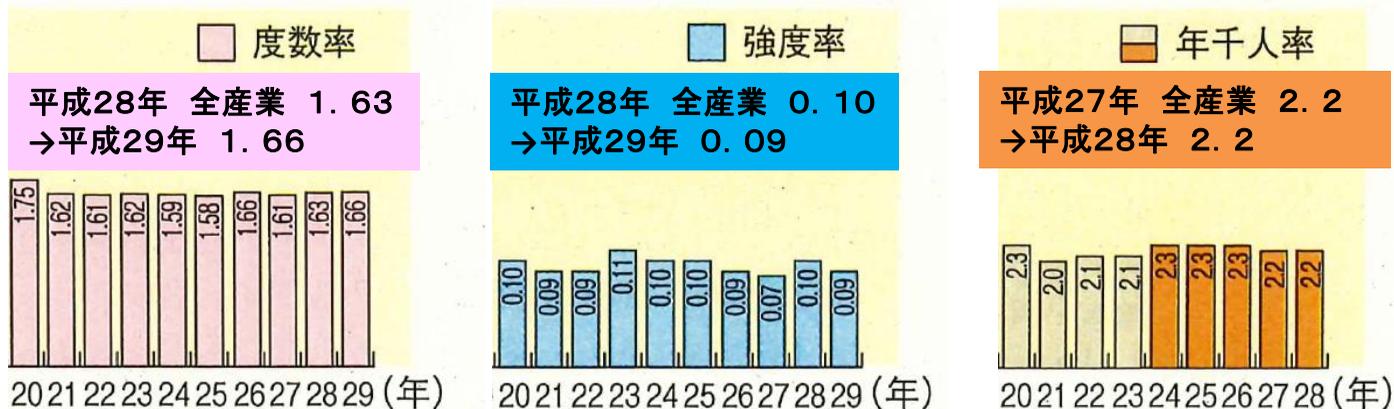
社会福祉施設		6,831	7,224	7,597	8,281	8,738
事故の型別	動作の反動・無理な動作	2,338	2,457	2,576	2,793	2,983
	転倒	2,112	2,259	2,390	2,686	2,893
	墜落・転落	391	433	491	565	555
	交通事故（道路）	450	519	497	550	545
	激突	355	360	356	408	386

（社会福祉施設）

- ベッドから車いすへの移乗を介助していたところ、入所者がバランスを崩し転倒しそうになったため、これを支えようとして、肩を痛めた。【動作の反動・無理な動作】
- 訪問介護において、入浴介助の後、浴室内を片付け、浴室から出たところ、足を滑らせ転倒した。【転倒】
- 脚立の2段目に上り、施設内の洗濯物を干していたところ、踏み面上で、バランスを崩して転落した。【墜落・転落】

# 業種別、度数率、強度率、死傷年千人率 [全国]

全産業における度数率、強度率、死傷年千人率[全国]



$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

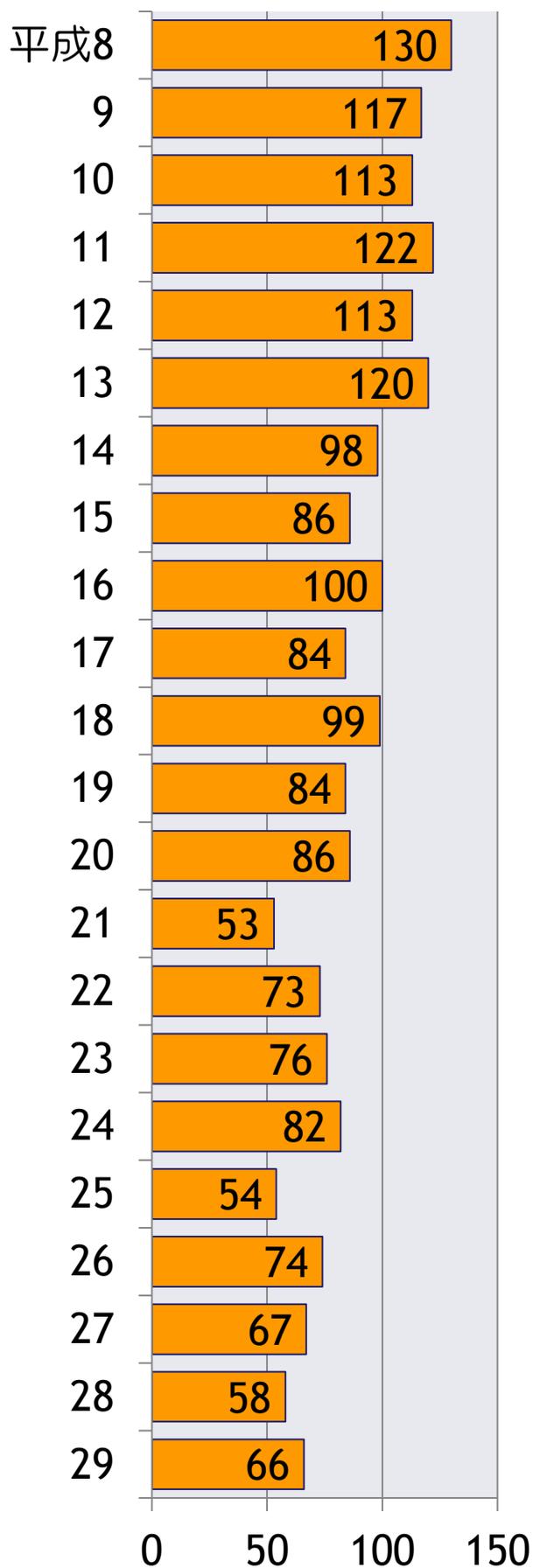
$$\text{強度率} = \frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

産業別災害率(度数率、強度率)[全国]

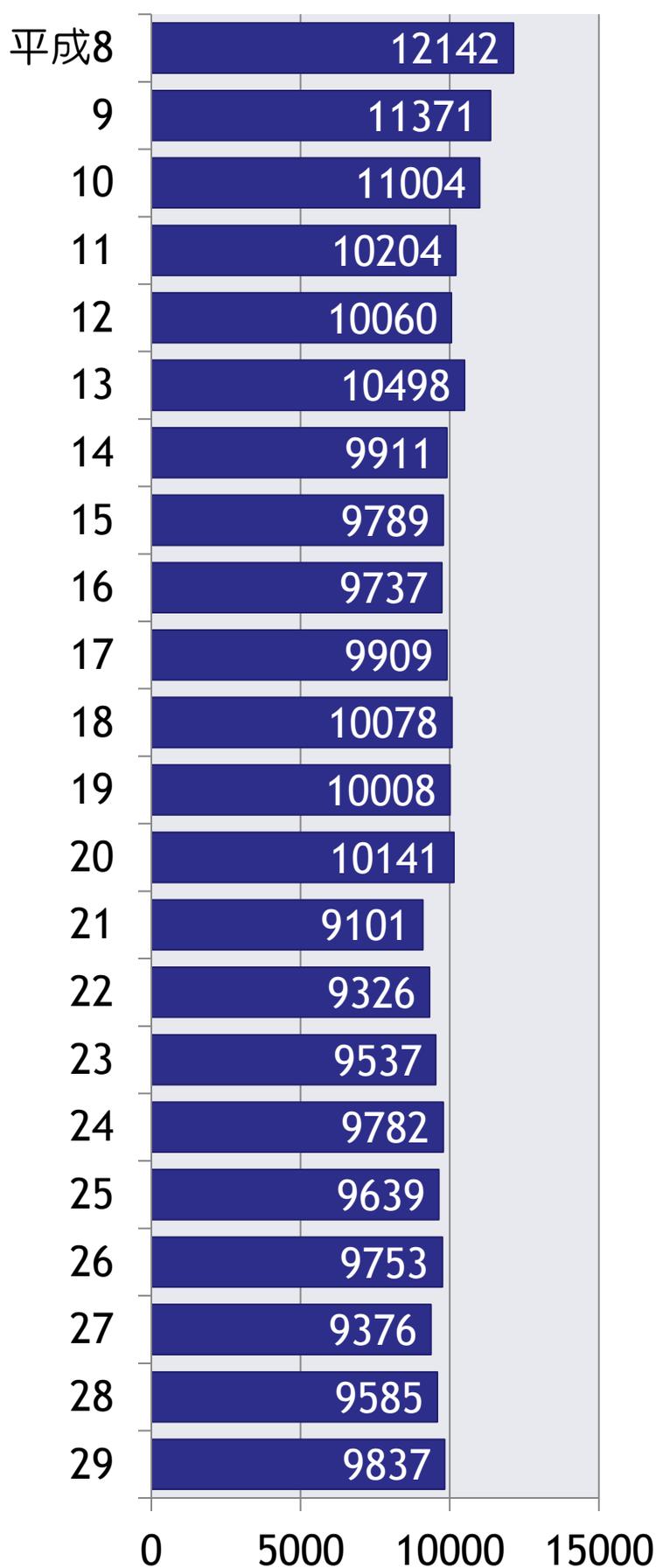
業種	区分	平成29年	
		度数率	強度率
全産業		1.66	0.09
児童福祉事業等		2.80	0.06
老人福祉介護事業		3.19	0.07

# 全産業における死傷者数の推移 [東京]

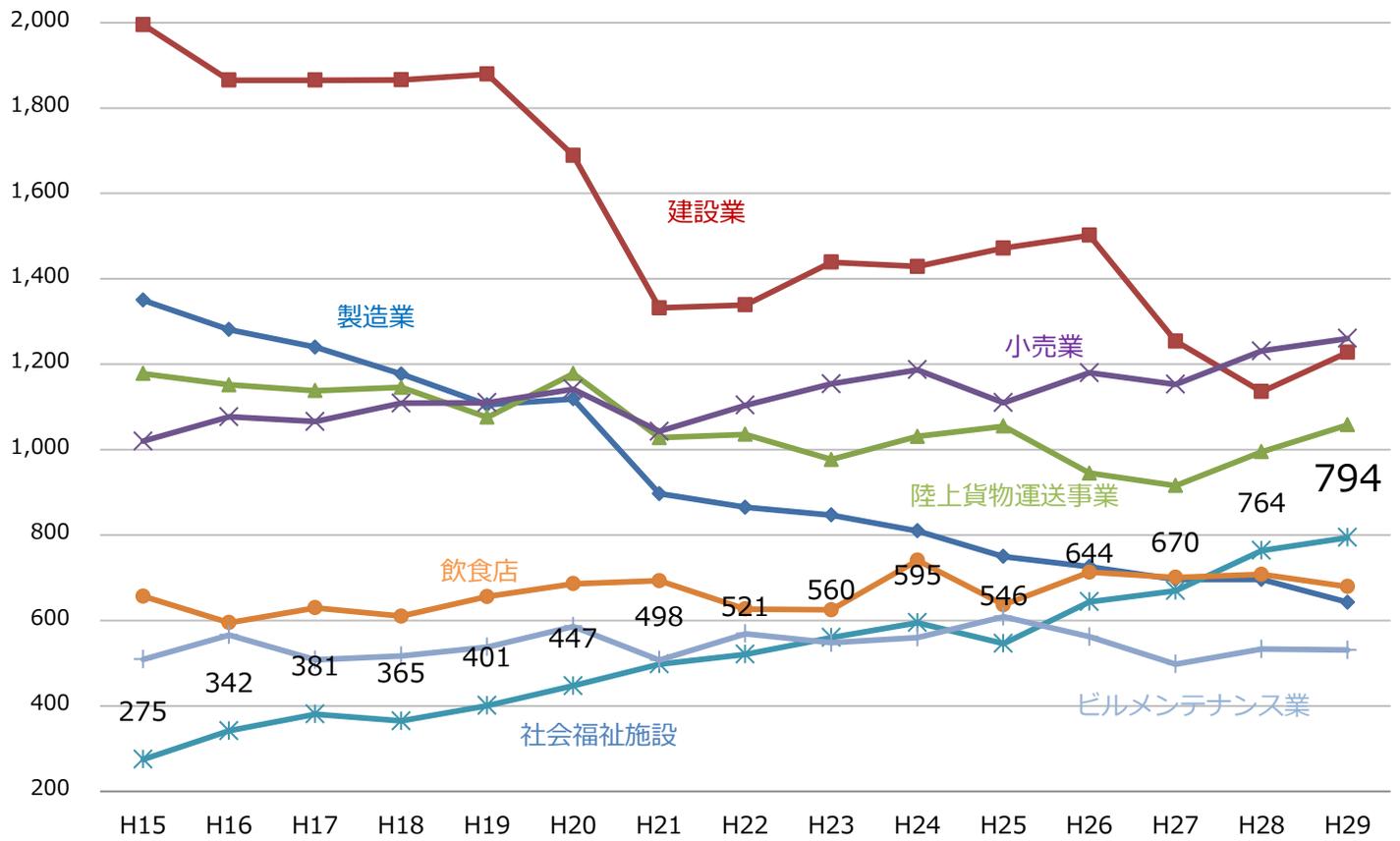
## 死亡



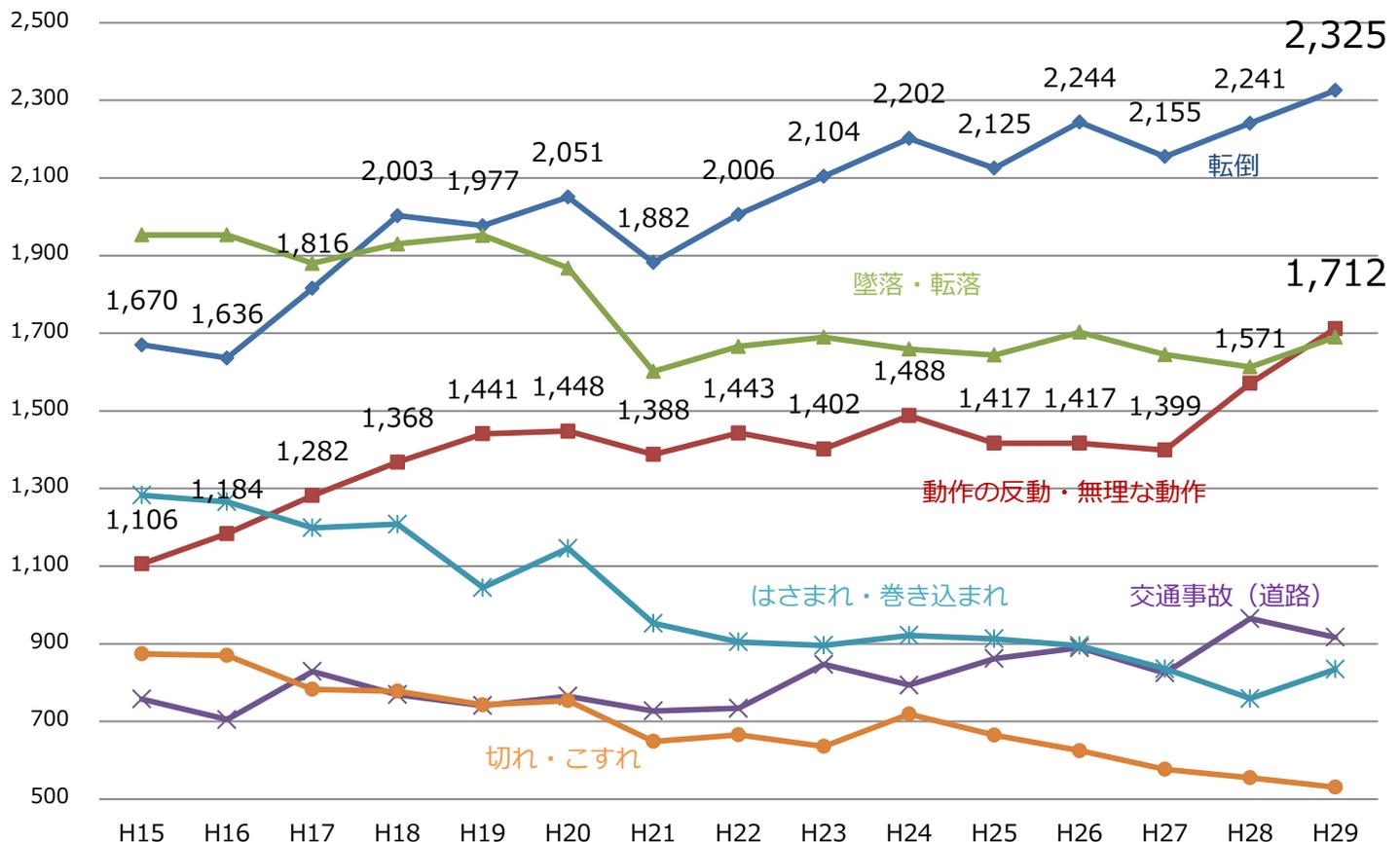
## 死傷 (死亡+休業4日以上)



# 業種別・死傷災害発生状況の推移（H15-H29） [東京]

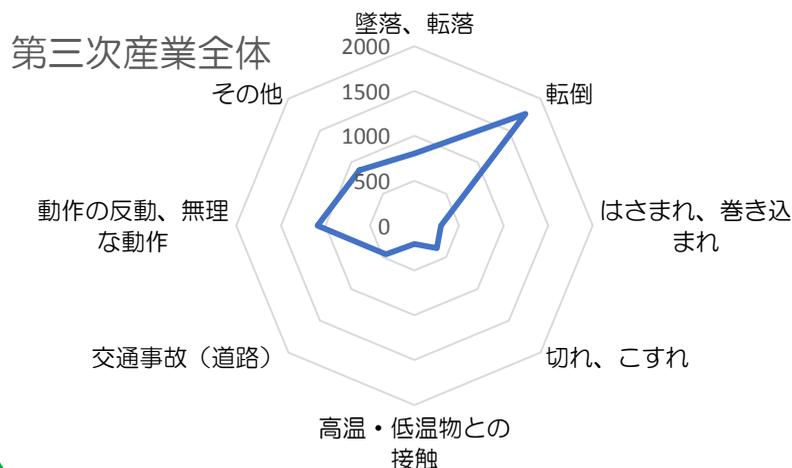


# 事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



# 業種別・事故の型別死傷災害発生状況の推移 [東京]

	第三次産業全体		小売業		社会福祉施設		飲食店		ビルメンテナンス業	
	発生数	割合	発生数	割合	発生数	割合	発生数	割合	発生数	割合
墜落、転落	803	13.7%	162	13.2%	50	6.5%	44	6.2%	121	22.7%
転倒	1761	30.1%	356	28.9%	211	27.6%	157	22.2%	241	45.2%
はさまれ、巻き込まれ	299	5.1%	64	5.2%	12	1.6%	22	3.1%	25	4.7%
切れ、こすれ	356	6.1%	104	8.4%	14	1.8%	156	22.0%	12	2.3%
高温・低温物との接触	205	3.5%	31	2.5%	3	0.4%	143	20.2%	3	0.6%
交通事故(道路)	452	7.7%	107	8.7%	77	10.1%	24	3.4%	7	1.3%
動作の反動、無理な動作	1090	18.7%	221	18.0%	271	35.5%	70	9.9%	67	12.6%
その他	875	15.0%	186	15.1%	126	16.5%	92	13.0%	57	10.7%
合計	5841		1231		764		708		533	



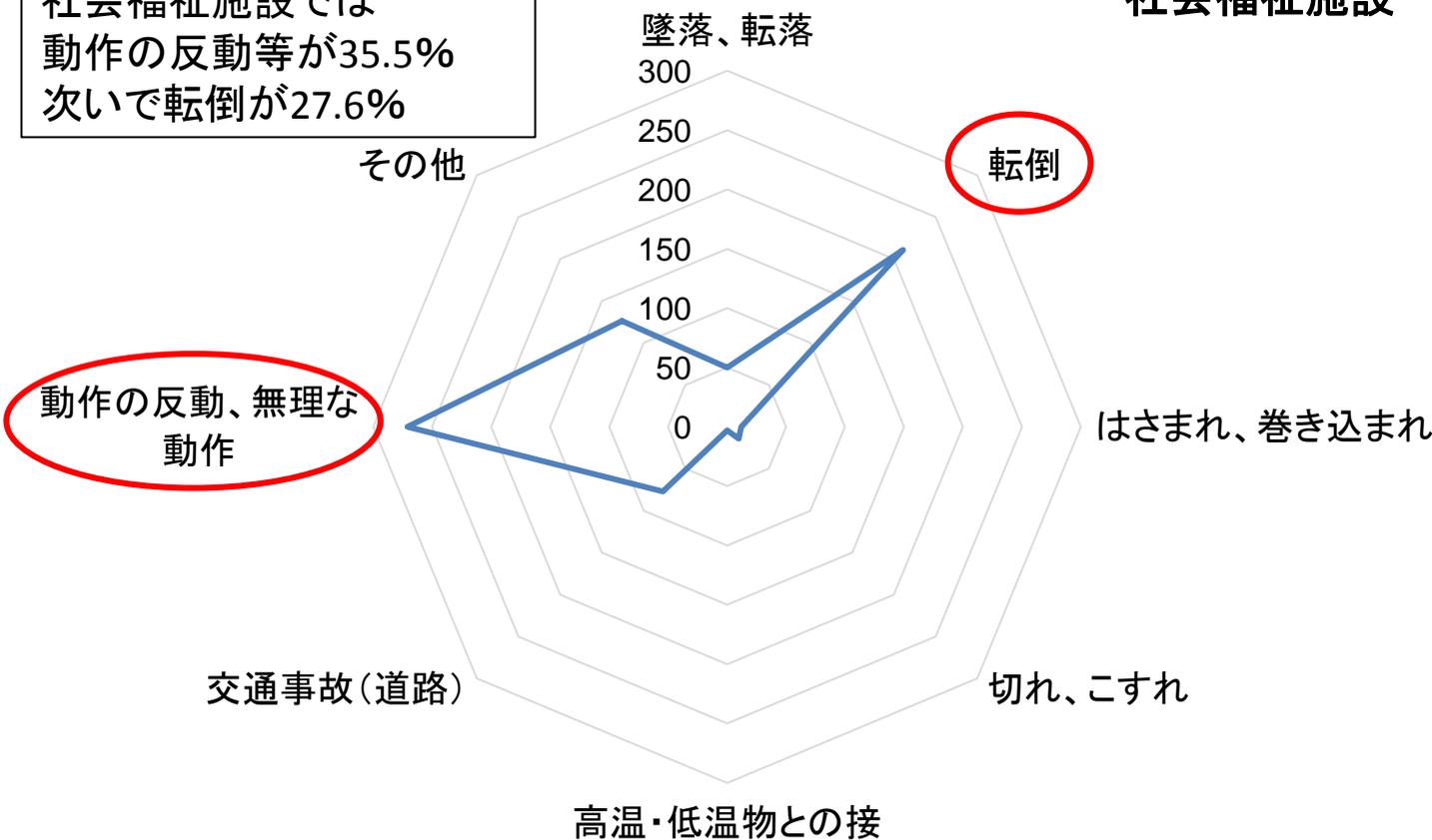
平成28年の第三次産業の事故の型別死傷災害発生状況では、「転倒」の割合が最も多く30.1%を占めており、次いで「動作の反動、無理な動作」が18.7%となっています。

第12次東京労働局労働災害防止計画の重点業種である、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業の事故の型別の災害発生状況を見ると、業種ごとの災害の特徴点が判ります。

# 事故の型別・死傷災害発生状況 [東京]

社会福祉施設では  
動作の反動等が35.5%  
次いで転倒が27.6%

## 社会福祉施設



# 全産業における死傷者数 (H29) [青梅署]

## H29青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目  
342 329 316 303 290

青梅署12次防目標値→

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
死傷 災害発生状況(確定値)	現在 316 件
前年同期	6 件
前年同期	332 件

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

青梅署12次防(5年目)目標値	290 件以内
死傷(4日以上) (前年比)	290 (-12.65%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)  
(確定値) **316件/290件 超過 (9%)**

達成率(死亡)  
(確定値) **1件/0件 超過 (100%)**

増減率(%)	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別目標及び実績 (5年目)実績(月別)→	35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
前年実績(月別速報値)→	34	69	91	117	141	171	200	230	260	282	309	332
署12次防(5年目)目標値(月別)→	25	49	74	98	123	147	172	196	221	245	270	290

## 平成29年 死傷災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 建築工事業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
青梅	59	35	17	15	3	46	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316			
増減率(%)	65	48	19	28	4	42	5	52	46	41	24	9	8	4	36	4	11	332				
全業種中の割合	-9.2	-27.1	-10.5	-46.4	-25.0	9.5	-60.0	-1.9	2.2	19.5	-8.3	66.7	50.0	-75.0	-16.7	400.0	0.0	-9.1	1.3	0.0	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年12月末日現在(確定値)  
下段は前年同期(確定値)

## 平成29年 死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																						
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 建築工事業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(三次産業)	署計	
青梅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	
全業種中の割合	-	-	-	-	-	100%	100%	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	100%

(注) 上段は本年12月末日現在(確定値)  
下段は前年同期(確定値)

# 全産業における死傷者数 (H30) [青梅署]

## H30青梅署管内労働災害発生状況

死傷 災害発生状況(9月30日現在)

現在 232 件

前年同期 210 件

増減率(%) **10.5** %

月別目標及び実績  
(1年目)実績(月別速報値)→  
前年実績(月別確定値)→  
署13次防(1年目)目標値(月別)→

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
41	71	102	130	155	176	198	218	232			
35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

死亡 災害発生状況(9月30日現在)

現在 0 件

前年同期 0 件

増減率(%) - %

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目  
311 305 300 295 290

青梅署13次防(1年目)目標値

死傷(4日以上) (前年比)	311 (-1.58%)	件以内
死亡	0	件以内

達成率(死傷)  
(速報値) **232件/230件**  
(0.9%) **超過**

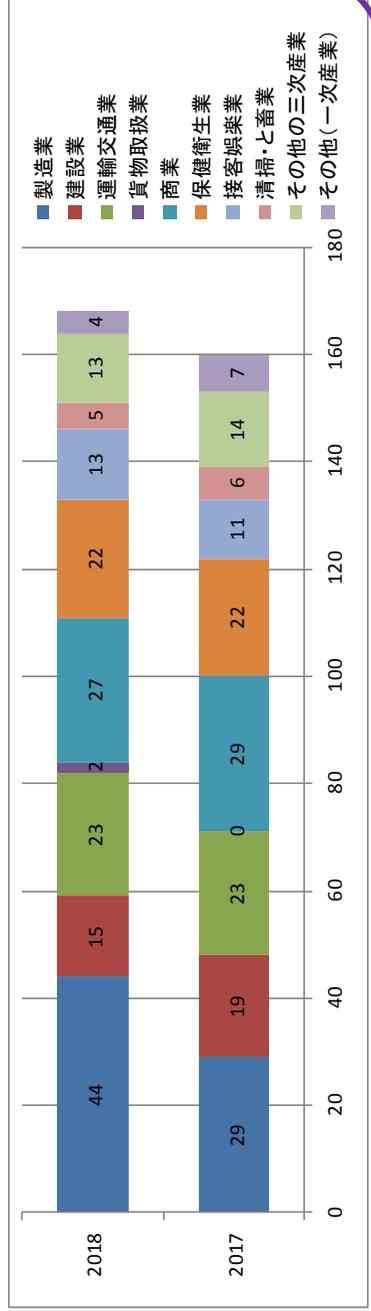
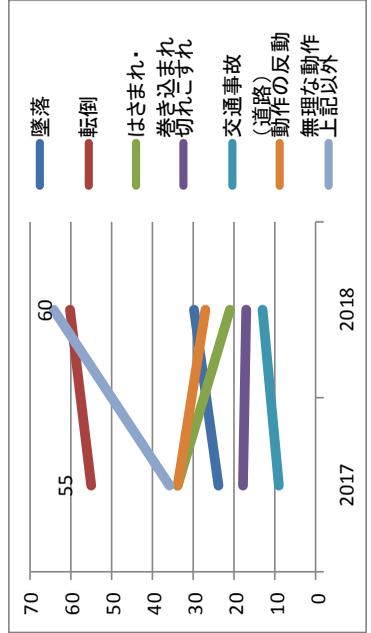
達成率(死亡)  
(速報値) **0件/0件**  
(0%) **目標内**

## 平成30年 死傷災害発生状況 (平成30年9月末日現在)

その1 署別・業種別

	製造業	建設業	* 土木工事 建築工業業	* 木造家屋 建築工事 建設業	* その他の 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	商業	* 卸小売業	保健衛生 業	接客娯楽 業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他の 三次産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
青梅	57	21	4	15	6	2	31	2	34	26	36	16	14	13	1	12			6	232
	37	25	13	9	1	3	32	2	36	32	29	14	8	6	3	12	1	3	9	210
増減率(%)	54.1	-16.0	-69.2	66.7	500.0	-33.3	-3.1	0.0	-5.6	-18.8	24.1	14.3	75.0	116.7	100.0	0.0	-100.0	-100.0	-33.3	10.5
全業種中の割合	24.6%	9.1%	1.7%	6.5%	2.6%	0.9%	11.6%	0.9%	14.7%	11.2%	15.5%	6.9%	6.0%	5.6%	0.4%	5.2%	0.0%	0.0%	2.6%	100.0%

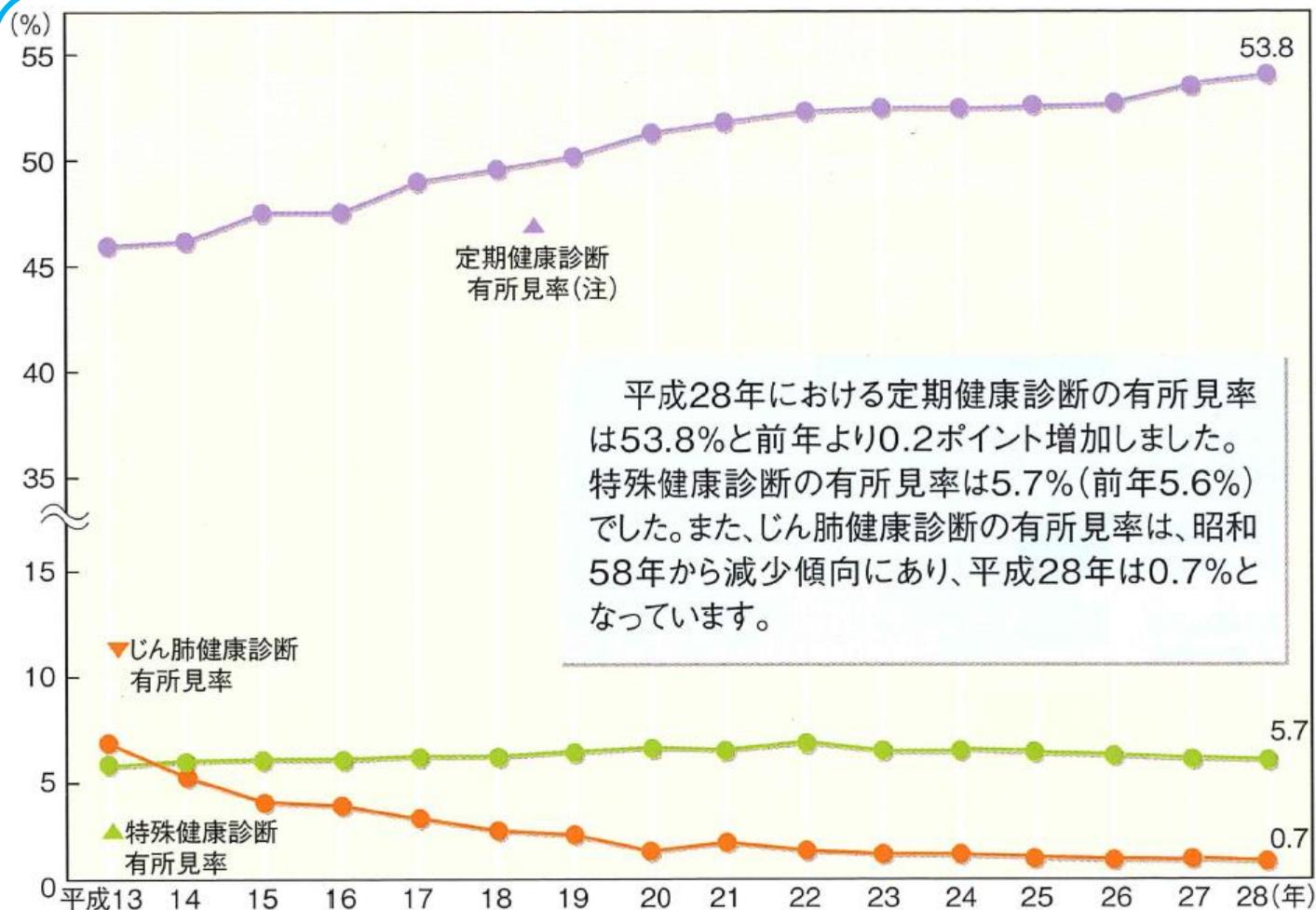
(注1) 上段は本年9月末日現在 (速報値)  
下段は前年同期 (速報値)



(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

青梅労働基準監督署

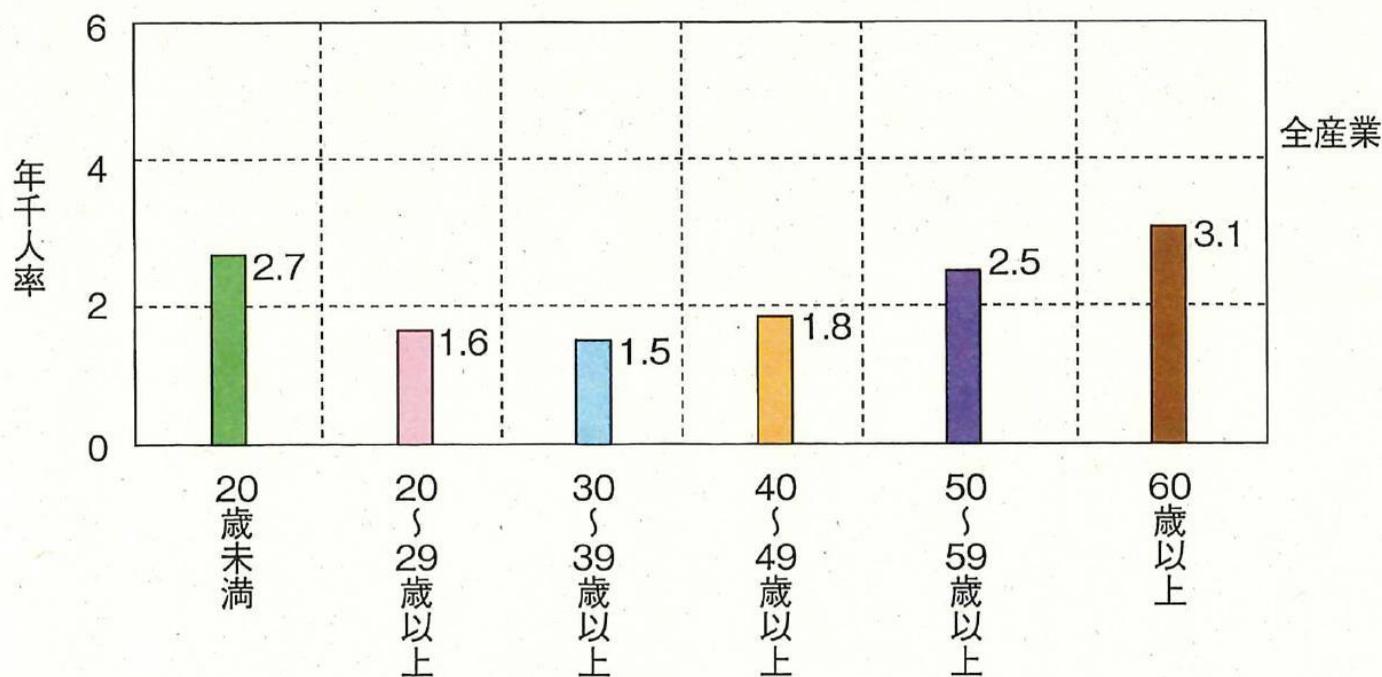
## 年別健康診断結果 [全国]



平成28年における定期健康診断の有所見率は53.8%と前年より0.2ポイント増加しました。特殊健康診断の有所見率は5.7%(前年5.6%)でした。また、じん肺健康診断の有所見率は、昭和58年から減少傾向にあり、平成28年は0.7%となっています。

資料：厚生労働省「定期健康診断結果調」、「じん肺健康管理実施結果調」、「特殊健康診断結果調」

## 「年齢別年千人率 [全国]



(資料出所：労働力調査(総務省統計局), 労働者死傷病報告(厚生労働省))

# 労働安全衛生法の定める 安全衛生管理体制のあらまし

～事業場ごとに組織的な管理を～

## 労働者数10人～50人未満の事業場

### 1 安全衛生推進者等の選任



- 労働者数10人以上50人未満の事業場は、業種に応じ安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させることが必要です。
- また、選任後、関係労働者に氏名を周知することが必要です。

### 2 常会・職場懇談会等の開催



常会・職場懇談会

- 労働者数50人未満の事業場には、安全衛生委員会等の設置が義務付けられていません。代わりに、常会・職場懇談会等で労働者の意見を聞くための機会を設けることが必要です。

詳しくはP2～3参照

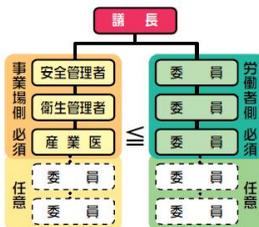
## 労働者数50人以上の事業場

### 1 安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任



- 労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全管理、衛生管理、健康管理等の職務を行わせることが必要です。
- また、選任後、遅滞なく監督署に報告することが必要です。

### 2 安全衛生委員会等の設置



- 労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じ、安全委員会・衛生委員会等を設置し、安全衛生に関する事項を調査審議させることが必要です。

詳しくはP4～7参照

## よくあるご質問

「労働者数」は、企業全体をまとめて算出するのですか？  
事業場（工場、営業所、店舗等）ごとに、それぞれ算出するのですか？

事業場（工場、営業所、店舗等）ごとに算出します。例えば50人以上の工場が複数あれば、それぞれの工場に安全・衛生管理者、産業医、安全衛生委員会等の選任、設置等が必要となります。事業場の区分は、主として場所的観念で決定し、同一場所にあるものは一つの事業場、場所的に分散しているものは別個の事業場ととらえるのが原則です。（参考：昭47.9.18 基発第91号）

「労働者数」には、パート労働者等の短時間労働者も含めますか？

日雇労働者、パートタイマー等も含めて労働者数を算出します。「〇〇人以上の労働者を使用する」とは、臨時的労働者等を含めて、常態として使用する労働者の数が規定数以上であることをいいます。（参考：昭47.9.18 基発第602号）  
定期健康診断の実施が必要な「常時使用する労働者」等とは、考え方が異なりますので留意してください。

「労働者数」には、派遣労働者も含めますか？

- a 総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医、衛生委員会について  
派遣先・派遣元事業場の双方に、それぞれ、派遣労働者の数を含めて労働者数を算出します。
- b 安全管理者、安全委員会について  
派遣先事業場に、派遣労働者の数を含めて、労働者数を算出します。  
派遣元事業場は、派遣中の労働者の数を差し引いて、労働者数を算出します。

（参考：昭61.6.6 基発第333号、昭63.10.1 基発第652号）

# 安全衛生推進者等の選任

労働者数10人以上50人未満の事業場は、業種に応じ安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生管理等を担当させることが必要です。また、選任後、関係労働者に氏名を周知することが必要です。

## 安全衛生推進者等

労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の2～4）

### ● 安全衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	10人以上 50人未満
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

### ● 衛生推進者の選任を要する事業場

業種	事業場の規模
左記以外の業種	10人以上 50人未満

### ● 資格要件

#### ● 事業場に専属の者から選任する場合

次のいずれかに該当することが必要です。

（安衛則第12条の3、「安全衛生推進者等の選任に関する基準」（昭和63.9.5労働省告示第80号他））

- ① 選任の区分に応じ、「安全衛生推進者養成講習」または「衛生推進者養成講習」を修了した者（都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習であることが必要です。）

講習機関は、インターネットで検索

安全衛生推進者養成講習 愛知労働局

検索

- ② 学歴に応じ、下表の安全衛生の実務経験を有する者

学歴	安全衛生の実務経験
大学・高等専門学校を卒業	1年以上
高等学校等を卒業	3年以上
上記以外の学歴	5年以上

- ③ その他、厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者\*1

#### ● 事業場に専属でない者から選任する場合

次のいずれかに該当することが必要です。

（安衛則第12条の3、「労働安全衛生規則第12条の3第1項第2号の規定に基づく厚生労働大臣が定める者」（昭和63.9.1労働省告示第73号他））

- ① 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント  
 ② 安全管理者又は衛生管理者となる資格を有する者で、資格取得後5年以上、安全衛生の実務経験を有する者（衛生推進者にあつては、衛生の実務）

\* 但し、一人の非専属の安全衛生推進者等が担当し得る事業場の数は、次の各基準を目安とすること（昭和63.12.9 基発第748号）

- イ 担当する事業場数は、おおむね10以内であること  
 ロ 各事業場の作業場等を週一回巡視することができること

#### \*1 「厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者」（昭和63.12.9 基発第748号）

イ 安全衛生推進者については次のような者が該当すること。

- (イ) 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者
- (ロ) 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (ハ) 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- (ニ) 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (ホ) 元方安全衛生管理者の資格を有する者
- (ヘ) 労働安全衛生法第25条の2第2項の労働省令で定める資格を有する者（「救護に関する技術的事項を管理する者」の資格を有する者）で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (ト) 労働安全コンサルタント
- (チ) 労働衛生コンサルタント
- (リ) 昭和49年3月4日付基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」〔現行・本通達は廃止〕に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習（以下、それぞれ「安全推進員講習」及び「労働衛生管理員講習」という。）を修了した者
- (ル) 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (レ) 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- (ロ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (ワ) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練（訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

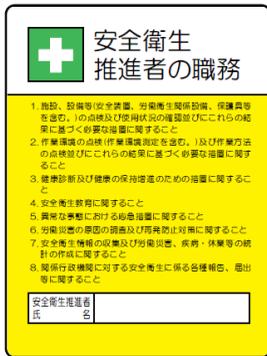
ロ 衛生推進者については、次のような者が該当すること。

- (イ) 衛生管理者の資格を有する者
- (ロ) 労働衛生管理員講習を修了した者
- (ハ) イの(ロ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(ワ)に掲げた者(ロ)、(ハ)、(リ)及び(ワ)にあつては、安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。)

## 安全衛生推進者等の職務

労働安全衛生法第12条の2（労働安全衛生規則第12条の3）  
昭和63年9月16日 基発第602号

- 安全衛生推進者等は具体的に次のような職務を担当し、実施することが必要です。
  - ① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
  - ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
  - ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
  - ④ 安全衛生教育に関する事
  - ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事
  - ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
  - ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
  - ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事



掲示の例

選任は14日以内に

安全衛生推進者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により選任すべき事由が発生した日から **14日以内**に行ってください。

事業場内で周知を

選任後、関係労働者に対し、次のような方法で **安全衛生推進者等の氏名を周知**することが必要です。

- ・ 作業場の見やすい箇所に氏名を掲示する
- ・ 腕章をつけさせる
- ・ 特別の帽子を着用させる

## 常会・職場懇談会等の開催

労働者数50人未満の事業場は、安全衛生委員会等を設置するよう義務付けられていません。代わりに、常会・職場懇談会等で労働者の意見を聞くための機会を設けることが必要です。

### 常会・職場懇談会等の開催 労働安全衛生規則第23条の2

- 安全衛生委員会等を設置していない労働者数50人未満の事業場においては、**常会・職場懇談会等**で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けるようにすることが必要です。
- 労働者数50人に近い事業場は、50人以上の事業場に準じた管理を行うよう努めましょう。

# 安全管理者, 衛生管理者, 産業医等の選任

労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全管理、衛生管理、健康管理等の職務を行わせることが必要です。また、選任後、遅滞なく監督署に報告することが必要です。

## 総括安全衛生管理者 労働安全衛生法第10条（労働安全衛生法施行令第2条、労働安全衛生規則第2条～3条の2）

### ● 選任を要する事業場

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	50人以上
その他の業種	1,000人以上

### ● 資格要件

社長、工場長、所長、店長、支店長など、事業の実施を実質的に統括管理する権限・責任を有する者であることが要件です。

## 安全管理者 労働安全衛生法第11条（労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条～6条） 「労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者」（昭和47.10.2 労働省告示第138号他）

### ● 選任を要する事業場

業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	50人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

### ● 専任の安全管理者

業 種	事業場の規模
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
安全管理者の選任が必要な、その他の業種	2,000人以上

### ● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

① 『安全管理者選任時講習』を修了し、かつ下表の産業安全の実務に従事した経験を有する者

学 歴		産業安全の実務
大学・高等専門学校を卒業	理 科 系 統 (機械工学科、土木工学科、農業土木課、化学科等)	2年以上
	理 科 系 統 以 外	4年以上
高等学校等を卒業	理 科 系 統 (機械科、金属工学科、造船科等)	4年以上
	理 科 系 統 以 外	6年以上
上記以外の学歴		7年以上
その他	職業能力開発促進法に基づく職業訓練等の修了者で、告示に定める産業安全の実務経験を有する者	

※「産業安全の実務」とは 必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務も含めます。

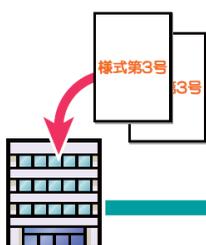
② 労働安全コンサルタント

③ 平成18年10月1日時点において安全管理者として選任された経験が2年以上である者

（附則 平18.15 厚生労働省令第1号 第2条による経過措置）

選任は14日以内に

各管理者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行ってください。



監督署に報告を

選任後、遅滞なく、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に報告してください。

報告様式（様式第3号）は、ダウンロードできます。

安全管理者選任報告

検索

## 衛生管理者

労働安全衛生法第12条（労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条～12条）  
労働安全衛生規則第62条、労働安全衛生規則 別表第4、衛生管理者規定第1条～第2条

### ● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時50人以上  
の労働者を使用する  
全ての事業場

労働者数	選任数
50人～ 200人	1人
201人～ 500人	2人
501人～ 1,000人	3人
1,001人～ 2,000人	4人
2,001人～ 3,000人	5人
3,001人以上	6人

### ● 専任の衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を専任の衛生管理者（他の職務を兼務しない）とすることが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時**1,000人を超える**労働者を使用する事業場
- ② 常時**500人を超える**労働者を使用し、かつ下表1の業務に常時**30人以上**の労働者を従事させる事業場

### ● 衛生工学衛生管理者

次に該当する事業場は、衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理者免許取得者から選任することが必要です。

- ③ 常時**500人を超える**労働者を使用し、かつ、下表1の1,3,4,5,9の業務に常時**30人以上**の労働者を従事させる事業場

### ● 資格要件

事業場に専属の者で、次のいずれかに該当することが要件です。

#### ① 業種に応じ、下表のいずれかの資格を有する者

業 種	資格（いずれか）
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	衛生工学衛生管理者免許 第一種衛生管理者免許
その他の業種	衛生工学衛生管理者免許 第二種衛生管理者免許

#### ② 業種に関わらず、次のいずれかに該当する者

- ・ 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
- ・ 保健体育若しくは保健の教科の中学校・高等学校・養護教諭免許状を有する者で、学校に在職する者（常勤に限る）
- ・ 保健体育に関する科目を担当する大学・高等専門学校教授、准教授、講師（常勤に限る）

#### （参考）第一種衛生管理者を無試験で取得できる者

- ・ 大学または高等専門学校で医学に関する課程を修めて卒業した者
- ・ 所定の大学（中京大学、藤田保健衛生大学、東海学園大学など）の保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者で、所定の学科目等を修めた者
- ・ 保健師免許、薬剤師免許を受けた者等

### ● 表1 労働基準法施行規則第18条の業務

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
5. 異常気圧下における業務
6. 削岩機、鉋（びょう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
7. 重量物の取扱い等重激なる業務
8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
9. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

## 産業医

労働安全衛生法第13条（労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13条～15条の2）

### ● 選任を要する事業場および必要な選任数

常時50人以上  
の労働者を使用する  
全ての事業場

労働者数	選任数
50人～ 3,000人	1人
3,001人以上	2人

### ● 専属の産業医

次に該当する事業場は、事業場専属の産業医を選任することが必要です。

- ① 業種にかかわらず常時**1,000人以上**の労働者を使用する事業場
- ② 下表2の業務に常時**500人以上**の労働者を従事させる事業場

### ● 資格要件

医師であり、次のいずれかに該当することが要件です。

1	厚生労働大臣の指定する者が行う、次の研修等を修了した者 ・ 日本医師会の産業医学基礎研修 ・ 産業医科大学の産業医学基本講座
2	厚生労働大臣が指定する産業医科大学等の医学の正規の課程を修めて卒業した者で、その大学が行う実習を履修した者
3	労働衛生コンサルタント試験（試験区分・保健衛生）に合格した者
4	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり、またはあった者（常勤に限る）
5	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者
6	平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者*1
7	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者*2

（\*1、\*2 附則 平8.9.1 労働省令第35号 第2条による経過措置）

### ● 表2 安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

- イ. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ. 異常気圧下における業務
- ヘ. さく岩機、鉋（びょう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト. 重量物の取扱い等重激なる業務
- チ. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ. 坑内における業務
- ヌ. 深夜業を含む業務
- ル. 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取扱う業務
- ロ. 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）素、水素酸、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを放散する場所における業務
- ワ. 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ. その他厚生労働大臣が定める業務

## 各管理者等の職務

労働安全衛生法第10条～第12条、第13条（労働安全衛生規則第6, 11, 12, 14, 15条）  
昭和47年9月18日 基発第601号の1

- 安全管理者、衛生管理者、産業医らは、作業場等を巡視し、必要な措置等を講ずることとされています。また、それらの措置をなし得る権限を与えることが必要です。

## 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者等を指揮する他、次の業務を統括管理します

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 労働災害を防止するため必要な下記の業務
  - ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること
  - ② リスクアセスメント、化学物質リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
  - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

## 安全管理者の職務

- (1) 作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講ずること
- (2) 安全に関する下記の措置を講ずること
  - ① 建設物、設備、作業場または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置（設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。）
  - ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
  - ③ 作業の安全についての教育および訓練
  - ④ 発生した災害原因の調査および対策の検討
  - ⑤ 消防および避難の訓練
  - ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
  - ⑦ 安全に関する資料の作成、しゅう集および重要事項の記録
  - ⑧ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

## 衛生管理者の職務

- (1) 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずること
- (2) 衛生に関する下記の措置を講ずること
  - ① 健康に異常のある者の発見および処置
  - ② 作業環境の衛生上の調査
  - ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
  - ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
  - ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
  - ⑥ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
  - ⑦ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
  - ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

## 衛生工学衛生管理者の職務

- (1) 衛生に係る技術的事項で衛生工学に関する下記事項を管理すること
  - ① 作業環境の測定およびその評価
  - ② 作業環境内の労働衛生関係施設的设计、施工、点検、改善等
  - ③ 作業方法の衛生工学的改善
  - ④ その他職務上の記録の整備等

## 産業医の職務

- (1) 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること
- (2) 労働者の健康管理等にかかる、下記の事項を行うこと
  - ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
  - ② 長時間労働者に対する面接指導等の実施及びこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
  - ③ ストレスチェック並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
  - ④ 作業環境の維持管理に関すること
  - ⑤ 作業の管理に関すること
  - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
  - ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
  - ⑧ 衛生教育に関すること
  - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

# 安全衛生委員会等の設置

労働者数50人以上の事業場は、業種と規模に応じ、安全委員会・衛生委員会等を設置し、安全衛生に関する事項を調査審議させることが必要です。

## 委員会等の設置 労働安全衛生法第17~19条（労働安全衛生法施行令第8,9条）

### ● 安全委員会を設けるべき事業場

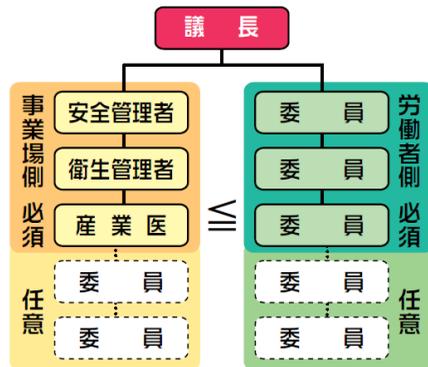
業 種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業 製造業のうち、木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業 運送業のうち、道路貨物運送業、港湾運送業	50人以上
上記以外の製造業、上記以外の運送業 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上

それぞれの委員会の設置に代えて『**安全衛生委員会**』を設置することができます。

### ● 衛生委員会を設けるべき事業場

常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場

## 委員構成 労働安全衛生法第17~19条



- 安全委員会、衛生委員会等の委員は、労働安全衛生法のために従って構成する必要があります。ここでは代表的な例として「安全衛生委員会」として設置した例を示します。
- 委員会の**委員長**には、工場長等、事業を総括管理する責任者、またはこれに準ずる者が就く必要があります。
- **安全管理者、衛生管理者、産業医**をそれぞれ1名ずつ以上、委員に含めることが必要です。
- 労使が一体となって安全衛生活動に取り組めるよう、労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、**委員の半数については労働組合の推薦に基づき選任**する必要があります。組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき選任を行うことが必要です。

## 委員会の開催等 労働安全衛生法第17~18条（労働安全衛生規則第21~23条）

### ● 委員会の開催

委員会は、**毎月1回以上**開催することが必要です。

### ● 議事の概要を周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を**労働者に周知**させることが必要です。

### ● 議事録の保存

委員会における議事で重要なものについては記録を作成し、これを**3年間保存**することが必要です。

### ● 委員が全員揃わないときは

毎回の委員会に委員全員が出席できない場合があります。何人揃えば開催可とするか、いわゆる定足数について法令で特段の定めはありません。安全衛生委員会規定等を策定し、**定足数や、欠席者への議事内容の伝達方法をあらかじめ定める**等により、適正に運用しましょう。

### ● 委員会の付議事項

少なくとも法令で定められた以下の事項について、調査審議することが必要です。

1. 労働者の**危険を防止**するための基本となるべき対策に関すること
2. 労働者の**健康障害を防止**するための基本となるべき対策に関すること
3. **労働災害の原因及び再発防止対策**で、安全衛生に係るものに関すること
4. その他労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する下記の重要事項等
  - ① **安全衛生に関する規程**の作成に関すること
  - ② **リスクアセスメント・化学物質リスクアセスメント等**に関すること
  - ③ **安全衛生に関する計画**の作成、実施、評価及び改善に関すること
  - ④ **安全衛生教育**の実施計画の作成に関すること
  - ⑤ **新規化学物質の有害性の調査**並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
  - ⑥ **作業環境測定**の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
  - ⑦ **各種健康診断等**の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
  - ⑧ **労働者の健康保持増進**を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
  - ⑨ **長時間労働**による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること（**面接指導**の実施方法及び実施体制等に関することを含む）
  - ⑩ **労働者の精神的健康の保持増進**を図るための対策の樹立に関すること（**メンタルヘルス対策、ストレスチェック**制度等に関することを含む）
  - ⑪ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること

## リスクアセスメント等への取組 労働安全衛生法28条の2、57条の3

### ● リスクアセスメント等

労働安全衛生法 28 条の 2 により、「**リスクアセスメント等**」への取組が、事業者の**努力義務**とされています。対象となる業種は、右表のとおりです。これらの業種に該当する場合、事業場規模にかかわらず、取組に努めることが必要です。

「リスクアセスメント等」努力義務の対象業種
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

### ● 化学物質リスクアセスメント等

労働安全衛生法57条の3により、「**化学物質リスクアセスメント等**」への取組が、事業者の**義務**とされています。対象物質は、「**通知対象物**」640物質（安全データシート（SDS）の交付義務の対象である物質）です。これらを取扱う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、取組を行うことが必要です。

### ● 関連指針等について

「リスクアセスメント等」が法制化された今後の我が国では、法令に規定された危害防止の最低基準を遵守するだけでなく、自主的に「リスクアセスメント」を行い、その結果に基づいて自律的に措置を講ずることが求められます。これら「リスクアセスメント等」が適切かつ有効に実施されるよう、労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づき次の指針が策定されています。

**「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年公示第1号）**

… 全ての業種、全ての規模の事業者が行うリスクアセスメント等について策定したもの

**「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成27年公示第3号）**

… 化学物質リスクアセスメント等について詳細事項を策定したもの

**「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成13年6月1日付け基発第501号）**

… 機械安全について詳細事項を策定したもの

また、「リスクアセスメント等」は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定」の具体的実施事項としても位置付けられており、「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入する上で不可欠なものとなります。

「労働安全衛生マネジメントシステム」とは、体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みで、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいいます。

**「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）**

## 論理的な安全衛生管理の推進・定着

### ● 継続的な安全衛生管理

安全衛生管理は、事業者には課された責務です。これを適切に果たすためには、体制を整備し、組織的に取り組む必要があります。本パンフレットを参考に、安全衛生管理体制の整備を確実に行ってください。

また、この際、単に資格要件を整え、選任報告を行って、形式的な整備を行えば足りるものではありません。安全衛生管理は、日々継続されなければ意味がないからです。安全衛生担当者の役割を明らかにし、権限を付与して、職務が果たされるようにするとともに、安全衛生委員会で必要な調査審議を行って、継続的な管理の仕組みを運用する必要があります。

### ● 論理的な安全衛生管理の推進・定着

「リスクアセスメント等」が法制化された今後の我が国では、自主的、自律的な管理が求められます。自主自律のためには、他者への説明に足る論理性が必要です。根拠に乏しい精神論は改められるべきでしょう。安全は、他人に任せるものではありません。安全は、他人に言われてするものでもありません。

**自ら取り組む安全へ。**

安心と安全は違います。心が安らぐのが安心。心だけでなく全てが安らぐのが安全。安全のためには、心だけでなく論理が必要です。

**論理的な安全へ。**

愛知労働局では「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を呼びかけています。詳しくは愛知労働局ホームページ掲載のパンフレットをご覧ください。



# 「産業医・産業保健機能」に係る法律が改正されました

～平成31年4月1日から施行～

東京労働局労働基準部健康課

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月29日可決、7月6日公布されました。このうちの労働安全衛生法の一部改正の概要についてお知らせします。

## (1) 産業医の活動環境の整備（労働安全衛生法第13条関係）

### ○産業医に対する情報提供（第13条第4項関係）（新設）

事業者は産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければなりません。

### ○事業者による当該勧告の尊重（第13条第5項関係）

事業者は、産業医から勧告を受けた当該勧告を尊重しなければなりません。

### ○勧告の内容を衛生委員会(安全衛生委員会)へ報告（第13条第6項関係）（新設）

事業者は、産業医からの勧告の内容について、衛生委員会(安全衛生委員会)に報告しなければなりません。

### ○産業医の選任義務のない事業場における医師等への情報提供（第13条の2第2項関係）（新設）

産業医の選任義務のない事業場における医師等へ情報を提供するように努めなければなりません。

### ○健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備（第13条の3関係）（新設）

労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備など必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

## (2) 面接指導（労働安全衛生法第66条の8関係）

### ○新たに技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する労働者に対して厚生労働省令で定める時間を超えた労働者に対して面接指導を行わなければなりません。

（第66条の8の2関係）（新設）

### ○高度プロフェッショナル制度の対象労働者であって、その健康管理時間が厚生労働省令で定める時間を超えるものに対して面接指導を行わなければなりません。

（第66条の8の4関係）（新設）

## (3) 法令等の周知（労働安全衛生法第101条関係）

### ○産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容等について、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けるなどにより、労働者に周知させなければなりません。

（第101条第2項関係）（新設）

### ○労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理の全部又は一部を行わせる場合も、労働者に周知させるよう努めなければなりません。

（第101条第3項関係）（新設）

## (4) 心身の状態に関する情報の取扱い（労働安全衛生法第104条関係）（新設）

### ○この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施について、労働者の心身の状態に関する情報を収集、保管又は使用するときは、労働者の健康の確保に必要な範囲内とし、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用しなければなりません（本人の同意がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りではありません）。（第1項）

### ○事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。（第2項）

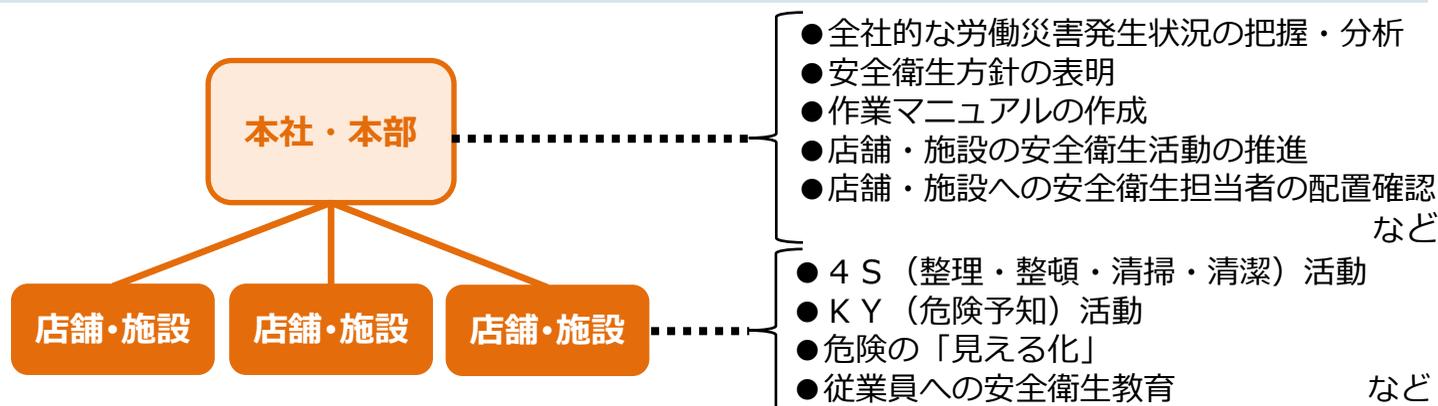
# 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

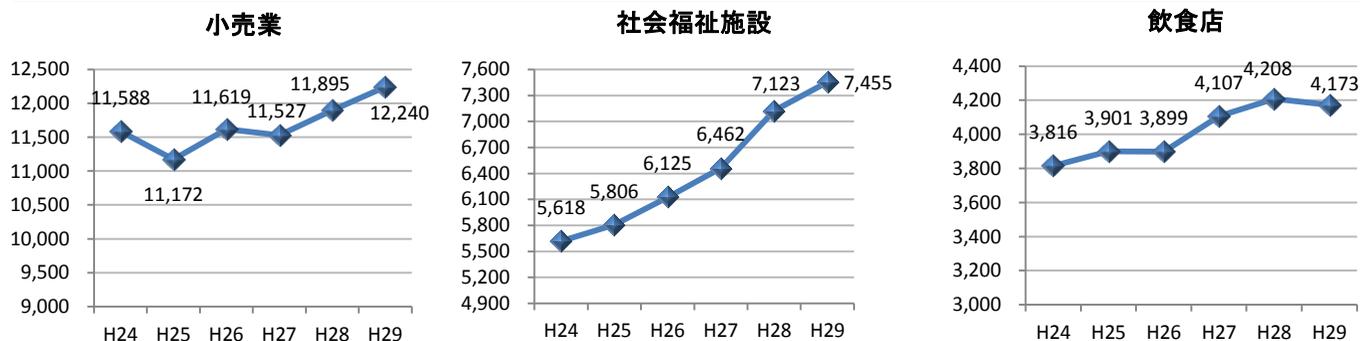
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



## 増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

## 小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

## 主な取組事項の概要

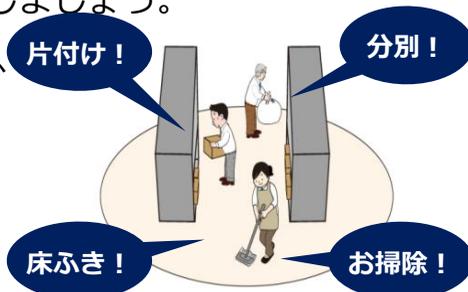
### ① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

### ② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例

+

策定日 平成●●年 月 日  
 揭示日 平成●●年 月 日

## 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名  
代表者

株式会社●●スーパーマーケット  
代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

### ③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険 (K) ・予知 (Y) 」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ  
て「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



### ④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化 (= 見える化) し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



### ⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順 (マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

### ⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

### ⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

## 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも  
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

# 安全衛生教育の実施等

## ● 労働安全衛生法

- 第35条 (雇入れ時等の教育)
- 第36～39条 (特別教育関係)
- 第40条 (職長等の教育)

## ● その他

- 能力向上教育
- 特別教育に準じた教育、など



- 労働安全衛生規則  
(雇入れ時等の教育) **第三十五条**
- 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、**教育を行わなければならない**。ただし、**令第二条**第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。
  - 一. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
  - 二. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
  - 三. 作業手順に関すること。
  - 四. 作業開始時の点検に関すること。
  - 五. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
  - 六. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
  - 七. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
  - 八. 前各号に掲げるもののほか、当該**業務に関する安全又は衛生のために必要な事項**
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。



# 高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット



本パンフレットは、高齢者介護施設において、介護業務に従事する介護労働者の安全と健康を守るために必要な対策をまとめています。介護労働者を雇い入れた時の労働安全衛生教育の資料としてご活用いただき、労働災害が起きないように対策に取り組んでください。

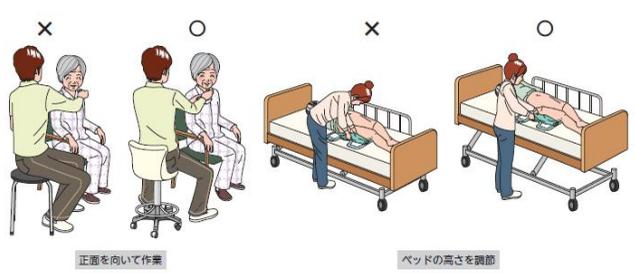
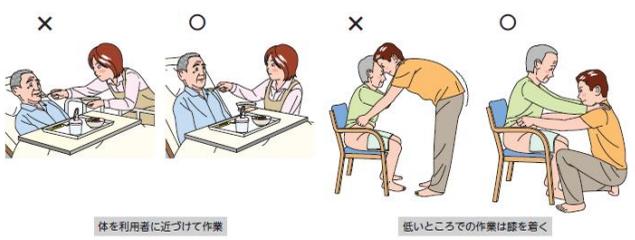
**介護労働者の安全と健康を守る職場を作ることは、質の高い介護サービスの提供  
利用者の安全につながります。**

中央労働災害防止協会



## ② 「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢を取らない

介助作業時には、「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの体に負担となるようにします。これは、福祉用具を使用している時も同様です。  
具体的に、不自然な姿勢を取らないようにするには、(ア) 体を利用者(低いところでの作業は膝を着く、(ウ) 正面を向いて作業をする、(エ) ベッドの高さを調節するなどの対策が必要です。  
なお、どうしても不自然な姿勢をとらざるを得ない場合には、できるだけその回数や時間を短くするようにします。



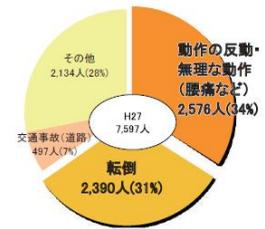
## (2) 介助作業ごとの対策

### ① 移乗介助

- ・ 利用者の残存機能を確認し、その機能に合った介助方法を考えます。その際、スライディングボード、スライディングシート、リフトなどの福祉用具の使用を考えます。
- ・ 福祉用具の使用の有無にかかわらず、介護労働者は不自然な姿勢を取らないようにします。
- ・ 利用者との体格差が大きい場合やのけぞりなどの急な反応のある利用者に対しては、複数人で介助します。また、この情報をあらかじめ介護労働者間で共有するようにします。

## 1 介助に伴う「腰痛」・「転倒」

介護労働者の主な労働災害としては、介助に伴う「腰痛」や「転倒」があげられることから、以下の対策を行っていく必要があります。

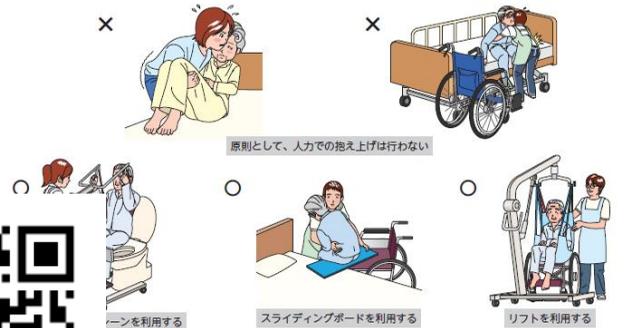


社会福祉施設での休業4日以上の死傷者数(平成27年 厚生労働省)

### (1) 基本的な対策

#### ① 人力での抱え上げは行わず、利用者の残存機能を活用する

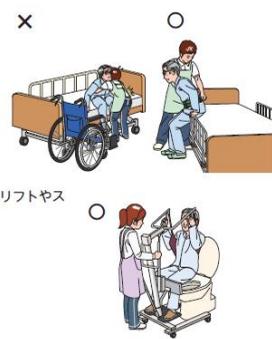
介助作業では、原則として、人力での抱え上げは行わないこととし、まずは、利用者の残存機能を活かすことを考えます。残存機能の不足部分については、福祉用具を積極的に使用します。  
その際、(ア) 自力で立ち上がることはできないものの立位保持ができる利用者には、スタンディングマシンや取っ手付きベルトを使用します。(イ) 座位保持ができる利用者には、スライディングボードやスライディングシートを使用します。(ウ) 抱え上げなければ移乗介助できない利用者には、リフトや特殊浴槽などを使用します(イラストの左上の「○」は「よい例(推奨)」、「×」は「悪い例(推奨しない)」を表しています。)



2

#### 立ち上がり介助・起き上がり介助

- の立ち上がりが可能な利用者>**
- ・ リヤや椅子の肘掛けを利用して、利用者のペースで立ち上げられます。
  - ・ 利用者には介助ベルトを装着してもらい、介護労働者が利用者の腰の部分を引き上げて、立ち上がりを介助します。
- <自力での立ち上がりができない利用者>**
- ・ 介護労働者が力任せに抱え上げるのではなく、リフトやスタンディングマシンを使用します。



#### ③ 座り直し・ベッド上の移動

- ・ 座り直しの必要がないように、利用者を車椅子の座面の奥に正しく座らせるようにします。それでも座り直しが必要な場合は、利用者を上方に抱え上げるのではなく、介護労働者が前方から片側ずつ利用者の膝を押して調整します。
- ・ また、車椅子の背もたれ部分にスライディングシートを入れて、車椅子を後方に傾けながら利用者を深く座らせる方法も有効です。



- ・ ベッド上での移動はスライディングシートを使用します。



[テーマ別に探す](#)
[報道・広報](#)
[政策について](#)
[厚生労働省について](#)
[統計情報・白書](#)
[所管の法令等](#)
[申請・募集・情報公開](#)
[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [安全衛生関係リーフレット等一覧](#) > [未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況を鑑み、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

### 製造業向け

【日本語】

-  [製造業向けマニュアル](#) [6,118KB]
-  [日本語教材](#) [3,716KB]
-  [説明用動画](#) [756KB]

【外国語】

-  [英語](#) [2,200KB]
-  [中国語](#) [1,500KB]
-  [ポルトガル語](#) [1,420KB]
-  [スペイン語](#) [1,300KB]

(注)外国語教材については、編集作業における事情のため、PDFファイルによる公開のみとさせていただきます。  
ご理解の程よろしくお願ひします

### 陸上貨物運送事業向け

【日本語】

-  [陸上貨物運送事業向けマニュアル](#) [21,889KB]
-  [日本語教材](#) [4,299KB]

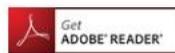
### 商業向け

【日本語】

-  [商業向けマニュアル](#) [18,041KB]
-  [日本語教材](#) [2,445KB]

照会先:労働基準局安全衛生部安全課  
物流・サービス産業・マネジメント班(内線5488)



 PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [安全衛生関係リーフレット等一覧](#) > [未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)
[このページの先頭へ戻る](#)

[リンク・著作権等について](#)
[個人情報保護方針](#)
[所在地案内](#)
[他府省・地方支分部局へのリンク](#)  
[アクセシビリティについて](#)
[サイトの使い方\(ヘルプ\)](#)
[RSSIについて](#)

# 外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



## 安全に働くための基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局



- 服装の乱れはけがのもと。ボタンを付けて、袖口を締めよ。
- Fukusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o chinoyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desalxo é causa de acidente. Aperte completamente a roupa; feche bem os pontos das mangas.



- けがらぬきびれ、決められた保護具を善用せよ。
- butsu kara mi o mamore. Kimerareta hogogu o tom danger and hazardous substance; put on the equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize proteção especificadas.



- 墜落・転落はおおむねに注意、足元を確認。手すりを持つ。
- Tsuiraku. Tenraku wa ōkega ni chokketsu. Kaiden dewa ashimoto o kakunin. Tesuri o motte.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminhe com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.

2



- 床のぬれ、雑物、まごぼれに注意。前方、足
- Yuka no nerea, zanzai, mazukobore ni kakunin shinagara hokō seyo.
- Beware of the floor with unevenness, spilled water; watch your forward.
- Cuidado com diferença de níveis e água derramada no chão. Evite observando objetos à sua frente.

## 職場内の危険への対処の基本

建設業  
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

# 法令による重量物取扱い等

## (労基法)

Date

Page

満18歳以上 女性	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満	満16歳以上 満18歳未満 男性	断続: 30kg 未満 継続: 20kg 未満
満16歳以上 満18歳未満 女性	断続: 25kg 未満 継続: 15kg 未満		
満16歳未満 女性	断続: 12kg 未満 継続: 8kg 未満	満16歳未満 男性	断続: 15kg 未満 継続: 10kg 未満

- 作業標準の作成：作業時間、作業量、作業方法、姿勢・動作の注意、使用機器の点検と使用方法、作業前の体操等を示す。

- 持ちやすい形等：取っ手等の取り付け、重量表示等



# 職場での腰痛を予防しましょう！

## 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

### 指針の主なポイント

#### <労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



#### <リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

#### <労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

# 作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [ 指針 ]

## 作業管理

### ■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

### ■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

### ■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

### ■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

### ■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

### ■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

## 作業環境管理

### ■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

### ■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

### ■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

## 健康管理

### ■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

### ■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

### ■腰痛による退職者が職場に復帰する際の 33 項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

# 労働衛生教育のポイント [ 指針 ]

## ■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

## ■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

## ■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

# リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

## ■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ＋可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。



## ■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせ、総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



# 作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

## 1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

## 2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

## 3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

## 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

## 5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

社会福祉施設における

# 安全衛生対策

腰痛対策・KY活動



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

## III 腰痛対策

### ■ 第1 働く人の腰痛

#### 1 腰痛とは

一般に、腰痛には、ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）、椎体骨折、椎間板ヘルニア、腰痛症などがあります。腰痛は、単に腰部の痛みだけではなく、臀部から大腿後面・外側面、さらには、膝関節を越えて、下腿の内側・外側から足背部・足底部にわたり痛み、しびれ、つばりなどが広がるものもあり、このパンフレットにおける腰痛とは、これら部位の痛みやしびれなどを含みます。



#### 【災害性腰痛と非災害性腰痛】

腰痛の発症に繋がった業務中のエピソードがはっきりしているものが災害性腰痛で、そうでないものが非災害性腰痛です。業務上疾病の腰痛のほとんどが災害性腰痛です。

#### 2 腰痛発生に影響を与える要因

介護を行う人（介護者）の腰痛の発症・悪化・遷延化（症状が改善せず長引くこと）に関与する要因には次のものがあります。職場で問題となる腰痛とこれら要因は単独で関係することはまれで、いくつかの要因が複合的に関与しています。

表1 腰痛発症・悪化・遷延化に関与する要因

<p>&lt;介護の対象となる人（対象者）の要因&gt;</p> <p>介護の程度（全面介護、部分介護、見守り）、日常生活動作（残存機能）、医療的ケア、意思疎通、介護への協力度、認知症の状態、身長・体重など</p> <p>&lt;介護者個人の要因&gt;</p> <p>腰痛の有無、経験年数、健康状態、身長・体重、筋力など、家庭での育児・介護の負担</p> <p>&lt;福祉用具（機器や道具）の状況&gt;</p> <p>適切な機能を兼ね備えたものが必要な数量だけあるか</p> <p>&lt;作業姿勢・動作の要因&gt;</p> <p>移乗介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、清拭、食事介助、更衣介助、移動介助等における抱上げ、不自然な姿勢（前かがみ、中腰、ひねり、反り等）及び不安定な姿勢、これら姿勢の頻度、同一姿勢での作業時間など</p> <p>&lt;作業環境の要因&gt;</p> <p>温湿度、照明、床面、作業高、作業空間、物の配置、休憩室など</p>
---

## ■ 第3 施設別腰痛予防のポイント

### 高齢者介護施設における腰痛予防のポイント

・対象者の状態を（日常生活動作ADL、介助の程度などについての評価（アセスメント）シート）を活用して把握し、移乗、入浴、トイレなどの介助作業ごとに作業標準を作成（人の抱え上げは行わず福祉用具を使用するなど）して、介護者が同じ方法・手順で作業できるように教育すること。  
・作業標準は、対象者の状態が変わるたび、新しい福祉用具などを導入した場合には、適宜見直すこと。

#### 1 移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前かがみ・中腰などの不自然な姿勢を行うと、腰部に強い負荷がかかり腰痛となるリスクが高くなるので、そうした動作を避けます。



#### 対策のポイント

- 見守りおよび部分的な介助が必要な場合
  - ・利用者の残存能力を活かした介助方法を用いる。スライディングボードやスライディングシートを活用。
- 全面介助が必要な場合
  - ・一人で抱え上げない。複数での介助または福祉機器（リフト、スライディングシートなど）を活用。

#### 2 入浴介助

入浴介助では、移乗の他に更衣の介助、身体を洗う、浴槽に誘導する、お湯をかけるなど、あらゆる場面で頻繁に前かがみ、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じます。床面が滑りやすいと、転倒やバランスを崩しての急性腰痛発症のリスクが高まります。高温多湿下での作業なので疲労が蓄積しやすいことや、作業衣が濡れることによる足腰の冷えも、腰痛の発症に影響します。



#### 対策のポイント

- ・移乗介助のときのポイントと基本は同じですが、入浴時は、移乗介助のときと利用者の状態が異なる場合があることに留意する。
- ・介助姿勢をより負担の小さいものに改善する。
- ・特殊浴槽やリフトなどの活用
- ・滑り止め対策（滑りにくい作業靴を履く、滑り止めマット）
- ・水分補給をこまめに
- ・冷え対策（水気・汗を拭き取る、着替える、水をはじくエプロンを着用して作業など）
- ・入浴介助を担当する回数や時間を調整する

### 保育施設における腰痛予防のポイント

保育施設における予防対策を考えるうえで、保育士と園児との身長差が大きく、保育士が中腰姿勢や前傾・前かがみ姿勢をとりがちになることを考慮する必要があります。腰部に負担のかからない正しい作業姿勢・動作の基本は次のとおりです。

- ①保育士が園児に近い位置で正対してしゃがみ、近づいて、前かがみ・ひねりなどを避ける
- ②腰椎の生理的前弯を保持した姿勢（パワーポジション）で作業することを習慣化する
- ③適宜、腰痛予防体操を行うなど

#### 3 授乳

床の上に座って、または背もたれのない椅子に座って授乳することは、腰部に強い負担をもたらします。

#### 対策のポイント

- ・肘掛・背もたれのある椅子・ソファなどに座って授乳を行うようにしてください。
- ・この時、椅子の座面の高さが高すぎる・低すぎることのないよう、保育士の体格に合わせて調整することが良いでしょう。



#### 4 食事介助・指導

複数の園児を同時に介助・指導すると、不自然な姿勢（前かがみ、中腰、体幹のひねりなど）を伴うことが多くなります。

#### 対策のポイント

- ・不自然な姿勢を取らなくても作業ができるよう、保育士・園児の座る位置や担当する園児数を設定します。



#### 5 沐浴・シャワー

立位・中腰で前かがみ姿勢になったり、濡れないように体から遠い位置で腕を伸ばして園児を抱えたりすることによって、腰部に強い負担が生じます。

#### 対策のポイント

- ・濡れてもよい服装で作業を行います。
- ・沐浴では、浴槽の高さを調節し、保育士が前かがみ姿勢のまま園児の沐浴を行うことのないようにしなければなりません。
- ・自立歩行可能な園児には、浴槽・シャワー室に自ら入るよう促します。



### 事例⑤ 特殊浴槽（ミスト浴）の導入

障害児者の入浴では、四肢の変形が強かったり、医療的ケアを要する場合もあるので、入浴介助に伴う移乗・移動や体を洗うときの姿勢による負担が大きくなります。従来から特殊浴槽は導入されていましたが、「中小企業労働環境向上助成金」を利用して、利用者に快適で、職員負担軽減に有効な特殊浴槽（ミスト浴）を新たに導入しました。職員が一人で作業することができます。



### 事例④ 保育施設における腰痛予防対策の取り組み

#### 取り組み内容

腰痛は保育施設で多発する職業病であり、腰痛のために就業が困難となる者も少なくありません。A県の民間保育施設では、複数の施設が共同して、管理者（事業者・園長）、労働者（労働組合）、外部の専門家（大学の専門家－産業医学・体育、医療機関の整形外科医・理学療法士・作業療法士）からなる委員会を立ち上げ、以下のような取り組みを行ってきました。

#### (1) 特殊健康診断と事後指導

外部の専門家の指導を得て、毎年、腰痛の早期発見・早期治療を目的とした特殊健康診断を実施しています。必要に応じて、専門医が対応する職業病外来を紹介しています。

#### (2) 職場調査

保育作業の動作解析・人間工学的測定、職場環境の測定等を行い、腰痛に関連する有害な労働姿勢、身体負荷要因、心理的ストレスを明らかにしました。

#### (3) 体力測定

保育士自身が、仕事の内容とともに、自分の体力についての客観的な情報を得ることが腰痛予防のために不可欠です。この考えのもと、保育士の体力測定を実施しています。

#### (4) 専門家による指導

定期的に外部の専門家を講師に迎えて講座を開き、腰痛予防のための知識・技術の普及を行っています。

### 腰痛に関連する保育作業の改善例：人間工学的改善

#### (1) おむつ交換

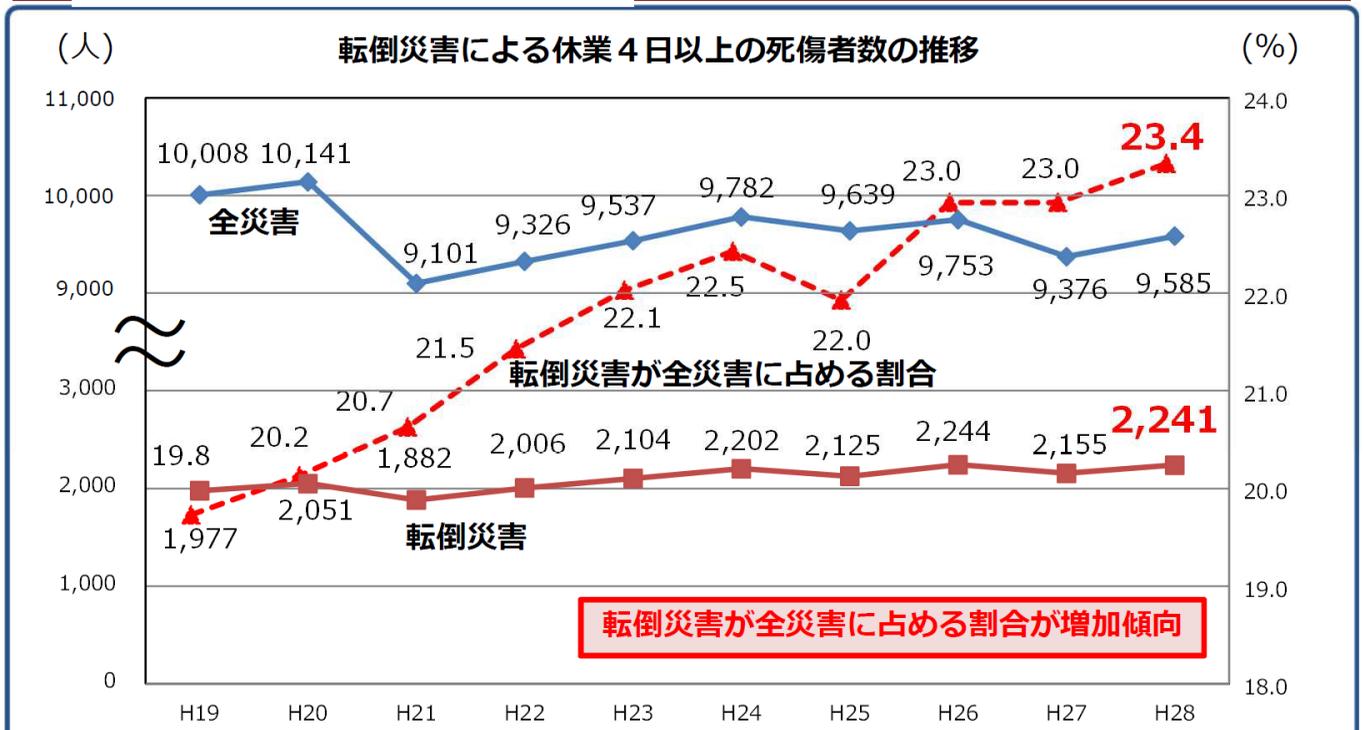
おむつ交換台を使って作業を行うことにより、前傾姿勢を軽減することができます。次ページの図は保育士が立位でおむつ交換ができるおむつ台です。園児をおむつ台の上に乗せ、右の写真は、床からの高さ約30cmの作業面を持ったおむつ交換台です。床上に園児を寝かせたときよりも、おむつ交換時の前かがみ姿勢が軽減できます。

# 職場における転倒災害を防ぎましょう！

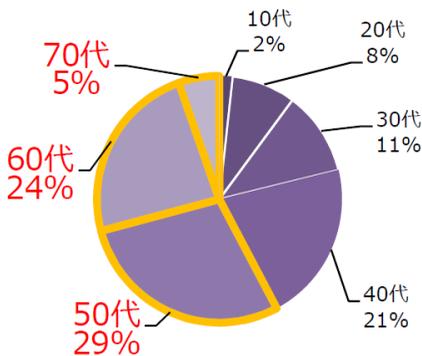
～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、被災者の約6割は50歳以上の高齢者です。
- 転倒災害による休業期間は約6割が1ヶ月以上となっており、転倒の原因は、「滑り」や「つまずき」によるものが半数以上を占めています。
- 職場における転倒災害を撲滅するため、裏面のチェックリストを活用した点検を行い、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」等により、高齢者対策を含めた職場環境の改善を図りましょう。

## 都内の転倒災害発生状況

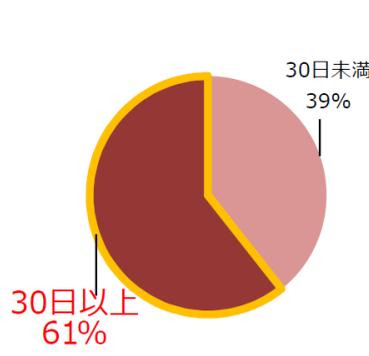


年齢別の転倒災害発生状況 (平成28年、休業4日以上)



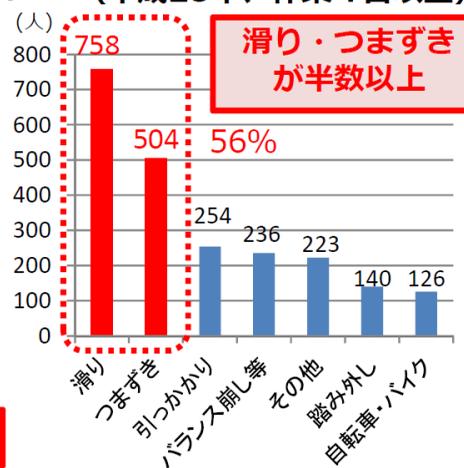
50歳以上が約6割

休業日数別の転倒災害発生状況 (平成28年、休業4日以上)



休業1か月以上が約6割

原因別の転倒災害発生状況 (平成28年、休業4日以上)



(資料出所：労働者死傷病報告)



東京労働局  
労働基準監督署

2月・6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

### (1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
  - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
  - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
  - 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

### (2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4s（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

### (3) 冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

**あなたの職場は大丈夫？**  
**転倒の危険をチェックしてみましょう**

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

## 自主点検結果を踏まえた転倒災害の防止対策について

転倒災害発生事業場に対する自主点検の結果、多くの企業において、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」が未実施でした。

これらは、加齢により身体機能の低下した高齢者の転倒防止策としても有効な手法です。

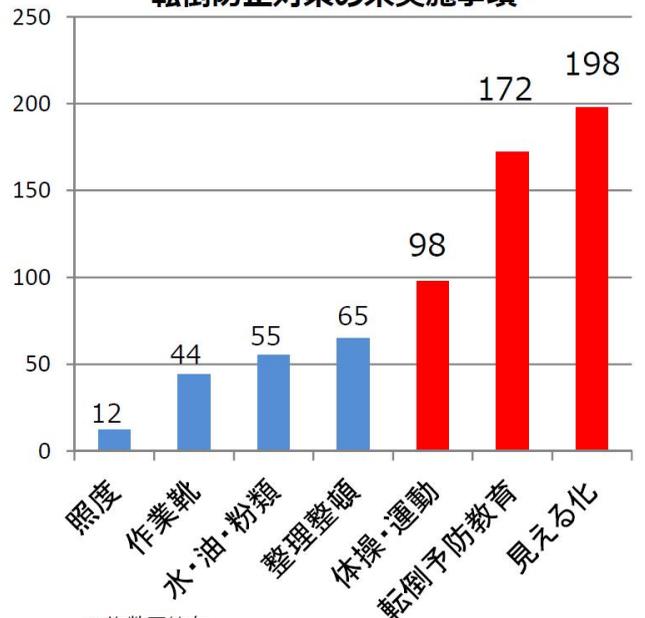
転倒防止のためのチェックシートの結果や労働者の年齢分布を踏まえ、どのような対策が有効か安全委員会等で話し合っ、各職場に応じた転倒防止対策を講じましょう。

※ 「転倒災害防止のためのチェックシート」や、より具体的な転倒災害防止対策については、STOP! 転倒災害プロジェクト特設ページで入手可能です。

※ 高齢労働者の労働災害防止対策については、「高齢労働者の安全と健康」パンフレットをご参照ください（掲載先アドレスは下記）。

📄 [tokyo-roudoukyoku.jsite.mhiw.go.jp/var/rev0/0144/3102/konenrei.pdf](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhiw.go.jp/var/rev0/0144/3102/konenrei.pdf)

転倒災害発生事業場における  
転倒防止対策の未実施事項※



※複数回答有  
(資料出所：転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書)

# STOP! 転倒災害

プロジェクト

## 転倒災害について



### I はじめに -①

STOP! 転倒災害  
プロジェクト

#### ▶ 職場でこんなことはありませんか？



#### ▶ 仕事中なら、これらは全て労働災害です!

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

厚生労働省では、「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。  
企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。

あんぜんプロジェクト  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください!

平成29年度 『見える』安全活動コンクール

募集期間：平成29年9月1日～平成29年10月31日  
投票期間：平成29年12月1日～平成30年1月31日  
結果発表：平成30年3月上旬

コンクールについて 応募・投票方法 応募作品 準備中 結果発表 準備中

これまでの応募作品・優良事例ページへ

コンクールの趣旨・目的

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、公開していますので、参考にしてください。



映像教材は↓から閲覧することができます。

[http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku\\_2016\\_05.html](http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html)

安衛研 転倒 検索

[労働災害統計](#)[災害事例](#)[リスクアセスメント  
実施支援システム](#)[安全衛生キーワード](#)[化学物質](#)[免許・技能講習](#)[ホーム](#) > [STOP! 転倒災害プロジェクト](#)**STOP!**

## 転倒災害プロジェクト

[転倒災害について  
はこちら](#)[転倒災害対策について  
はこちら](#)[転倒災害対策好事例  
についてはこちら](#)

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上の死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

このサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

- リーフレット
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」要綱

### 転倒災害について

[深刻な転倒災害](#)[転倒災害の原因](#)[加齢と転倒災害](#)

### 転倒災害対策について

[転倒災害防止対策のポイント](#)[4S活動、KY活動](#)[危険箇所の表示等の危険の「見える化」](#)[転倒防止に有効な安全靴](#)[設備の改善](#)[進めましょう! 転倒予防体操](#)[冬期における転倒防止対策](#)

## お知らせ

### 更新履歴

- 10月5日 資料・教材に「転倒災害について」を掲載しました。
- 3月3日 「転倒災害対策について」の構成を一部変更しました。

## 労働災害防止団体の取組

### STOP! 転倒災害プロジェクト 中央防 特設サイト

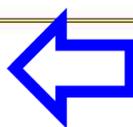
- 建災防作成ポスター
- 陸災防作成 転倒災害防止リーフレット
- 林材業STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱

## セミナー等のご案内

- 転びの予防セミナー～身体機能低下による労働災害を防ぐ～
- げんきde働くための健康づくり実践セミナー
- 職場の転倒災害防止セミナー
- 転倒防止対策セミナーを開催しませんか？

## 資料・教材

- 転倒災害について  
(※資料をダウンロード後、スライドショーを実行してください。)
- 転倒危険場所の見える化ポスター
- 安衛研作成 スーパーマーケット店舗内の滑りやすさマップ
- 安衛研作成 (映像教材)滑りによる転倒災害を防止しましょう



# ここから ダウンロードできます

[次の記事へ](#)[↑ ページトップへ戻る](#)

ホーム HOME	JNIOSSHについて 組織情報	研究グループ 研究活動の紹介	<b>刊行物・報告書等 研究成果一覧</b>	広報・イベント情報 イベント共同研究・施設貸与等	調達情報 入札公告・契約締結状況等	採用情報 研究員・臨時職員等
-------------	---------------------	-------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------

ホーム > 刊行物・報告書等 > 報告書・リーフレット等 > 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

刊行物・報告書等 研究成果一覧
<b>刊行物・報告書等</b>
研究・調査報告トピックス
知的財産権

## 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画（平成25年度-29年度）において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く（全業種では約20%）、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

スーパーマーケットの特徴として営業時間が長く、基本的に従業員全員が集まる機会がなく、非正規従業員（パート、アルバイト等）に依存していること等が知られています。そのため、きめ細やかな安全衛生教育を実施するのが困難な状況にあります。そこで前述の研究成果として、動画を見るだけで滑りによる転倒災害の防止に必要な情報を効果的に得ることができる映像教材を作成しました。本映像教材は3編から構成されています。スーパーマーケット等の小売店をターゲットにした内容となっていますが、どなたがご覧になっても滑りによる転倒災害防止に必要な知識を分かりやすく学ぶことができる内容に仕上げました。各動画をクリックするとご覧いただけますのでご利用ください。

### <注意>

本映像教材ファイルを社内ネットワークに保存してご使用したい等をご希望される場合は、所定の申請書をお送りしますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

申請が受理されると、使用許可書をお送りします。

### <連絡先>

リスク管理研究センター 大西 あて

aohnish(at)s.jniosh.go.jp

※(at)は半角のアットマークに置き換えてお送りください。

【動画のリンク先は、外部サイト（YouTube）になります。】

- 導入編 滑りにくい作業環境を作りましょう



- 対策編① 滑りにくい床にしましょう



# 労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります (平成30年4月から適用)

平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

## 診断項目 ※ 診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
9	血糖検査(★)
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください

## 変更のポイント

- 8. 血中脂質検査について**  
→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。  
LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール直接測定法によることが示されました。
- 9. 血糖検査について**  
→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
- 10. 尿検査等について**  
→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

# 診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。  
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切**です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹  囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) <sup>2</sup> 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 ① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 （貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査、 心電図検査）	35歳未満の者、及び36～39歳の者

## 診断項目の省略に関する注意事項

- 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念**されますので、十分ご注意ください。

# 労働者に対する健康診断（安衛法第66条ほか）

1. 既往歴および業務歴の調査
2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、視力及び聴力の調査
4. 腹囲の検査
5. 胸部エックス線検査
6. 血圧の測定
7. 貧血検査（血色素量、赤血球数）
8. 肝機能検査（GOT, GTP,  $\gamma$ -GTP）
9. 血中脂質検査（コレステロール等）
10. 血糖検査
11. 尿検査
12. 心電図検査

雇い入れ時  
1年以内ごとに1回



- ◆ 従業員の健康状態等を把握
- ◆ 安全配慮義務に対するリスク管理
- ◆ 実施費用は原則会社負担
- ◆ 健康診断結果は本人に通知
- ◆ 健康診断結果は5年間保存

## 労働者死傷病報告

労災事故



休業1日以上



報告



所轄労基署

業務上災害により、死亡又は1日以上休業した場合は「労働者死傷病報告書」を遅滞なく所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

## 産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



### 産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援

【労働者健康安全機構】

0570-78304



↑QRコード

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

### 産業保健関係助成金

検索

## 治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説  
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



### 治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>



### 治療と仕事の両立支援 助成金

検索

## 腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

[http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700\\_youtsu.html](http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)



### 腰痛予防対策講習会

検索

## メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudo/ukijun/anzeneisei12/>



### メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説  
サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### こころの耳

検索

## 化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。



解説  
サイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



### 職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

## 受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。



支援

解説  
サイト

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudo/roudoukijun/zen/kitsuen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/roudoukijun/zen/kitsuen/index.html)



### 職場 受動喫煙

検索

## 働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説  
サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



### 働き方改革

検索

# 青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集中

別 添

「転倒災害防止の見える化事例」

事業場名	
業種	
事例の概要 タイトル (特徴・着眼点等)	
事例(写真)	 この応募フォームや過去の事例はここから ダウンロードできます
公表の許諾	事業場名 許・否 事例内容 許・否
御担当者様あて確認させていただくことがありますので下記項目の記入をお願いします。	
御担当者名	
部署名	
連絡先	電話 FAX
「問い合わせ先」 青梅労働基準監督署 安全衛生課 (公社) 東基連 青梅労働基準協会支部 TEL 0428-28-0331 TEL 0428-24-8917	
「提出先」 電子メール (青梅労働基準協会支部) <a href="mailto:umekikyo@t-net.ne.jp">umekikyo@t-net.ne.jp</a>	

## 実施のスケジュール

- 募集期間  
平成30年6月～平成30年11月
- 選考委員会  
平成30年11月
- 表彰式  
平成30年12月13日  
(西多摩地区安全衛生大会)

詳しくは、青梅労働基準監督署のホームページに掲載しています

青梅労基署 お知らせ

検索

# STOP! 転倒災害 プロジェクト



東京労働局・青梅労働基準監督署

(H30.07)



青梅労働基準監督署

(公社) 東基連 青梅労働基準協会支部

## 東京都最低賃金改正

\* 平成30年10月1日から **時間額985円** に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

\* お問い合わせ先

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614(直通))